

## 東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 11 日に発生した三陸沖を震源とする平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0 と我が国の観測史上例をみない規模の大地震で東日本各地に甚大な被害を与えている。

特に、福島県、岩手県及び宮城県では、地震によって発生した大津波が各地に壊滅的とも言える被害を与え、大津波により町自体がほとんど壊滅したとみられる地域もある。死者は 1 万人を超えるとみられ、現在、多数の行方不明者もいるため、さらに増加すると思われる。被災地では今なお懸命の救助活動と遺体収容作業が続けられている。

家屋の倒壊・焼失、道路・鉄道の損壊など被災状況は我々の想定をはるかに超え、また、電気、水道などライフラインは寸断されており、ガソリンの不足や通信手段のマヒさらに生活物資の不足も加わり、大規模な余震活動も続いている中で各県民の不安は日増しに増大している。

これらの甚大な被害に加え、福島県内の原子力発電所においては重大な事故が発生し、国や東京電力からの情報不足もあって、立地地域の住民を初め国民の多くに大きな不安を与えている。

今回の大地震災害は、この原子力発電所の深刻な事故も加わり、各県で対応できる災害対策レベルをはるかに超えている。

よって、東北地方太平洋沖地震については、国が前面に立って早期の被災者救援及び復興対策を進めるとともに、原子力発電所立地地域の住民の安全確保を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 被災者の速やかな救出と救援の強化  
被災者の救助を早急に進めるとともに、被災者の救援に際しては、高齢者、人口透析患者等の傷病者、障がい者、子ども、妊産婦といった災害弱者支援に万全を期すこと。そのためにも、通信手段の復旧を早急に進めること。  
また、被災者に対しては、住宅の確保や生活資金の手当て等、経済的支援を強化すること。
- 2 生活必需品及び医療提供体制の確保  
被災者の避難や生活にも甚大な支障を来しているガソリン、重油、灯油等については、直ちに必要量を確保し被災地に届けること。  
また、被災者救援のため、医師、看護師、医薬品等を確保し、医療提供体制を整えるとともに、食料品、飲料品等の生活必需品を 1 日も早く避難所へ届けること。

## 東北地方太平洋沖地震に関する緊急要請

平成 23 年 3 月 17 日

福島県議会議長 佐藤憲保  
岩手県議会議長 佐々木一榮  
宮城県議会議長 島山和純

### 3 ライフライン等の早期復旧

被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等の公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。

また、今回の大地震により大きな被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等の公共土木施設、農林水産業用施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講ずること。

### 4 原子力災害対策

原子力災害は、福島県のみならず広く東日本全体に関わることであり、原子力災害への対応に全ての責任を有する国は、責任をもって事態の早期收拾に全力で取り組むこと。

また、原子力発電所の立地地域住民の健康管理対策に速やかに取り組むとともに、国民の不安払拭に繋がることから、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、主体的な情報公開を行い、不安解消に最善を尽くすこと。

さらに、今回の原子力災害が極めて重大な局面を迎えていることから、次の対応にも国が全面的な支援を行うこと。

- (1) 避難者へのスクリーニングや除染等の実施
- (2) 福島県内における避難者の受け入れ先に限界があることから、県外避難先の確保
- (3) 県外避難のための移送手段の確保
- (4) 避難先における生活物資の確保
- (5) 国における総合的な現地支援体制の確立

平成 23 年 3 月 17 日

福島県議会議長 佐藤 憲 保  
岩手県議会議長 佐々木 一 榮  
宮城県議会議長 畠山 和 純

平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部

本部長 内閣総理大臣 菅 直人 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する

政府調査団派遣についての要請書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波により、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えた。

特に本県においては、現在まで、死者及び行方不明者を合わせ 1 万 3 千人を超え、また、沿岸部においては、大津波により家屋がほとんど流出し、すべての機能がマヒするなど、町自体が壊滅したとみられる地域もあり、我々の想像をはるかに超えた未曾有の大災害となっている。

既に、地震発生から 21 日を経過し、国や他都道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命の災害復旧対策を着実に進めているところである。

しかしながら、1800 万トンに及ぶ瓦礫の解体・撤去や 14 万台に及ぶ大津波による流出自動車の処理、3 万戸とも言われている応急仮設住宅の対応をはじめ、甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応など、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向けた課題が山積している状況にある。

宮城県議会議長 畠 山 和 純

については、政府において、県民が安心するよう政府の対応方針等の周知に努めるとともに、今後の被災地域の復旧・復興の取り組みに向けた調査団を派遣いただき、一日も早く安心して復旧・復興に向けて動き出すことが可能となる政策の展開や財政措置等の支援を行うよう強く要望する。

平成 23 年 4 月 1 日

衆議院議長 横路 孝弘 殿

平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する

超党派による調査団派遣についての要請書

平成 23 年 3 月 11 日に発生した平成 23 年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波により、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えた。

特に本県においては、現在まで、死者及び行方不明者を合わせ 1 万 3 千人を超え、また、沿岸部においては、大津波により家屋がほとんど流出し、すべての機能がマヒするなど、町自体が壊滅したとみられる地域もあり、我々の想像をはるかに超えた未曾有の大災害となっている。

既に、地震発生から 21 日を経過し、国や他道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命の災害復旧対策を着実に進めているところである。

しかしながら、1800 万トンに及ぶ瓦礫の解体・撤去や 14 万台に及ぶ大津波による流出自動車の処理、3 万戸ともわれている応急仮設住宅の対応をはじめ、甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応など、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向けた課題が山積している状況にある。

宮城県議会議長 畠 山 和 純

については、国会において、今後の被災地域の復旧・復興の取り組みに向けた超党派による調査団を派遣いただき、県民が一日も早く安心して復旧・復興に向けて動き出すことが可能となる政策の展開や財政措置等の支援を行うよう強く要望する。

平成23年4月13日

内閣総理大臣  
菅 直 人 殿

## 東日本大震災に関する要請書

平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震は、日本国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録し、かつて経験したことのない激しい揺れと大津波

により、東北地方の広い範囲に壊滅的な被害を与えました。

特に本県においては、これまで死者・行方不明者を合わせて1万4千人を超え、また、沿岸部においては、高さ10mを超える大津波により海岸から数キロメートルにも及ぶ地域が壊滅的な被害を受け、その被害額は2兆円を超え、今後大幅に増えると見込まれるなど、我が国災害史上例を見ない未曾有の大災害となっております。

国や他都道府県をはじめとする関係機関の協力・支援のもと、ライフラインや社会基盤の復旧、応急仮設住宅の建設など、懸命な災害復旧対策に努めているところですが、県民生活の早期改善、地域経済活動の早期の正常化に向け甚大な被害を受けた農林水産業や中小企業への対応や、何も無いゼロの状態から始めなければならない沿岸部の新たなまちづくりへの対応など、復興に向けた膨大な課題が山積している状況にあります。

被災地域の復旧・復興に向けては、県をはじめ被災自治体の財政規模や処理能力をはるかに超える対応が必要であり、国におかれましても既存の災害復旧制度にとらわれることなく、財政面や制度面などにおいて各種支援制度の拡充をはじめ特別立法措置を講ずるなど、国の総力をあげて、次の要望項目に早急に取り組みされますよう、強く要望いたします。

宮城県議会議長 畠山 和純

《共通》

- 県内沿岸全域にわたり壊滅的な被害を受け、その範囲や規模は我が国災害史上最大のもので、その被害額は、被災自治体の年間予算をはるかにしのぐものであり、被災者の生活再建及び被災地域の復旧・復興に向けては、既存制度の大幅な拡充と柔軟な運用を図るとともに、災害復興に係る基本法の制定や財政融資、政府系金融機関等融資の元利償還金の免除を含めた財政的援助・助成に係る特別法の制定など、被災地の復旧・復興を促進する特別の法制度の整備を国の責任において早期に行うことを求めます。
- 今回の被災規模は、範囲、金額、件数など、想像を絶する膨大なもので、多くの行政分野に及ぶことになり、また、復旧・復興に際しては、地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が求められることから、各種の災害復旧事業費の全額国庫支出金化や一括交付金化などの新たな交付金制度の創設や現行制度の隙間を埋め、被災者等の生活・事業再建に向けた柔軟な対応を可能とする復興基金の創設など、既存制度における国の財政支援制度等を越えた対応を行うことを求めます。
- 市街地や行政機能のほとんどが壊滅的な被害を受け、また、地形の変化や地盤の沈下、防災機能の損壊など、多くの課題が山積している状況にあり、被災地域の市街地の復旧・復興に向けては、元に戻すのではなく、あらゆる総力を結集し、新たに創り上げていくことが求められることから、被災地域市街地復興計画の策定や既存制度の基準、要件、制限等の柔軟な対応、被災地域市街地整備に向けた新たな法制度の整備など、国の全面的な支援・援助を行うよう求めます。

《内閣府》

- 今後、長期の復旧・復興の過程においては、都市基盤や社会経済構造等の再構築とと

ともに、住民の安全・安心の確保が必要であることから、甚大な被害を受けた基盤となる警察施設や交通安全施設等復旧への財政的支援、警察官等の緊急増員など、災害地域の治安維持に向けた取り組みを早急に実施するとともに、地域の産業、経済、雇用、防災等被災地域の新たな復興に向けての国の支援・援助など、内閣府の持つ総合戦略機能等総力を結集し取り組むよう求めます。

《総務省》

- 行政庁舎の損壊・消失や職員の被災等壊滅的被害を受けた自治体の行政庁舎・設備の復旧等行政機能の回復に向けた新たな財政的支援制度の創設や人的体制の支援を行うとともに、復旧・復興に向けての円滑・安定的な行政運営のため、極めて多額に上る災害復旧等の行政活動に要する新たな制度の創設等財政的支援や資金繰り支援としての地方交付税の繰上交付などの早期の実施を求めます。
- 今回の災害は、3月11日と年度末に近い発生であり、地方債の対象事業の一般財源対応や公営住宅使用料等の減免等処分の未確定、各種徴収金の減免や支払遅延に伴う歳入欠かんあるいは、被災して滅失した施設等に係る地方債残債や郵貯・簡保融資の償還など、自治体財政を一層圧迫・悪化させる多くの問題が生じており、事後的に地方債の発行等を可能とする新たな法制度の整備や歳入欠かん等債の要件緩和、地方債残債の繰上償還の免除、郵貯・簡保融資の元利償還金免除など、新たな財政支援制度の創設や既存制度の柔軟・弾力的な対応等国の財政的支援・援助を強く求めます。

《文部科学省》

- 今回の災害では、公立、私立を問わず、幼稚園から高等学校まで、教育施設等が甚大な被害を受け、その施設の復旧をはじめとして、スクールバス等代替交通機関の確保、



通学困難者に対する寄宿舎の確保、学用品の給付を含めた経済的に困窮する世帯の児童生徒への対応、私立学校、各種学校施設の災害復旧費用や融資の償還等学校運営への対応など、早期に対応しなければならぬ課題が山積しており、災害復旧費に対する国庫支出金の対象範囲の拡大や交付率の嵩上げ等既存制度の弾力的な対応や通園・通学あるいは、就学等に係る被災世帯の負担軽減のための新たな制度の創設など、国の全面的な支援・援助を強く求めます。

- 壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、多くの児童生徒が亡くなったほか、自ら死の危機に直面しているいは、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神的苦痛を受けている状況があり、児童生徒への心のケア、被災地域の学校に対する教職員の増員等人的体制の強化、きめの細かい教育的支援を含めた一刻も早い正常な学校教育活動の再開など、学校教育への早期の対応が必要であることから、被災学校に対する教職員の手厚い配置が可能となる教職員定数の加配措置等の弾力的な措置や退職教職員の活用、スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーの拡充など、財政的措置を含め国の全面的な支援・援助を強く求めます。

#### 《厚生労働省》

- 今回の災害によって、これまでの災害とは比べものにならない死者数、行方不明者数、避難者数となっており、災害救助費や災害弔慰金等が巨額に達し、また、救助に係る栄養管理等の種類、医療・輸送関係者等関係者の範囲が拡大しており、その地方負担が過大となっている状況にあり、災害救助により必要となる経費を全額国庫負担とする特別法の創設や現行制度上の国庫支出金交付率の嵩上げなど、国の全面的な財政的支援措置を拡充するとともに、保健衛生施設等の災害復旧費や福祉避難所における介護職員の配置等人的体制の確保、民間賃貸住宅の遡及適用、被災世帯等への賞付等セーフティネ

ット支援、両親を亡くした子どもへの対策など、被災住民の生活再建が可能となるきめ細やかな支援を国の責任において、早期に実施することを求めます。

- 高齢者をはじめとして、介護を必要とする、あるいは障害を持つ多くの方々が被災し、また、地域の医療拠点病院をはじめ多くの医療機関が被災している現状にあり、介護施設や障害福祉施設等社会福祉施設、医療施設等への復旧支援はもちろんのこと、介護施設、障害福祉施設等入所先の確保及び施設等の人的体制の拡充、医療機関の機能回復及び医療従事者の確保・拡充など、国の全面的な財政支援を含めた総合的な対策を実施するとともに、介護保険料等の減免、国民健康保険、後期高齢者医療制度における一部負担金の減免措置、社会福祉施設の耐震化など、新たな制度の創設や財政支援を含めた抜本的な対策を措置するよう求めます。

- 今回の災害では、多くの方々が仕事を失ったり、事業活動の縮小等の影響を受け長期の休業者が発生している状況にあり、一方では、事業再開に向けた雇用の維持・確保に努力している事業者も多く存在しており、被災者の生活基盤の確保あるいは、生活再建のきめとなる雇用対策を求められていることから、生活資金等の緊急融資制度の創設をはじめとして、雇用保険失業給付の拡充や雇用調整助成金の支給割合の拡充、職業転換あるいは、再就職への対応・支援、新規学卒者への対応など、国の財政的支援を含め被災者が生活再建に向け歩き出すことが可能となる総合的な雇用対策を措置するよう強く求めます。

#### 《農林水産省》

- 今回の災害は、沿岸部を中心に多くの農業者の死亡・行方不明者を出し、また、農地への海水の流入、農業用施設の流出・崩壊等が広範囲にわたり、壊滅的な被害を受け、

県レベルの対応では、営農を再開することは困難な状況となっており、海水が流入した農地の排水を含めた塩害対策や耕作が不可能となった水田の減反用地への編入等地域間生産調整対策、農業関連団体等の施設復旧を含む農業用関連施設の復旧対策、国直轄災害復旧事業等に対する地方及び農家の負担免除をはじめとした災害復旧に係る既存制度の拡充及び新たな制度の創設、農畜産物被害の補填等や休耕補償等被災農業者への経済的補償対策など、本県の基幹産業の一つである農業の復興に向け希望を持って取り組むことが可能となる総合的な対策を、国の総力を結集し、国家プロジェクトとして、早期に取り組みすることを強く求めます。

○ 今回の災害は、我が県の農業と並ぶ基幹産業である水産業関係者にも壊滅的な被害を与えており、家屋の流出等生活の基盤を失うとともに、地形が失われるほどの漁港施設や海岸施設の崩壊、漁船・漁具・養殖施設の流出、産地魚市場をはじめとした水産物加工・流通施設等水産業関連施設の損壊など、壊滅的・甚大な被害を受けており、水産業の消滅等存亡の危機に立っている状況であり、漁港や海岸施設、水産業関連施設の災害復旧に係る既存制度の拡充や新たな制度の創設はもちろんのこと、海岸線の地形の變化・地盤沈下への対策、津波により打ち上げられた船舶の処理、海底に沈む瓦礫の撤去等漁場再生に向けた支障物の撤去、漁船・漁具の再導入、養殖施設等の再建、水産養殖生産物被害額への補てん等被災水産業関係者への経済的補償対策など、本県のみならず国の水産業の行方を左右する水産業の復興に向けた総合的な対策を、国の総力を結集し、国家プロジェクトとして、早期に取り組みすることを強く求めます。

#### 《経済産業省》

○ 沿岸部を中心に製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失い、また、商店街や商店街を形成する施設等が崩壊するなど、壊滅的な被害を受けている状況にあり、事業再

開に向けた製造業等商工業者への総合的な支援制度の創設や経営セーフティ共済融資、政府系金融機関による貸付金、中小企業信用保証協会の支援等の金融支援措置の要件緩和・拡充及び新たな制度の創出、地域金融機能の確保、県制度融資への支援、被災した自動車の買換え、物流施設の復旧に対する支援等物流基盤対策など、ハード・ソフト両面にわたる国の財政的支援を含め総合的な支援措置を早急に講ずることを求めます。

#### 《国土交通省》

○ 今回の災害では、道路、河川、港湾、空港、下水、水道、鉄道等すべての社会的インフラに被害が及び、その範囲や規模、件数も膨大なものであり、また、被害額も被災自治体の財政規模に比較して非常に大きな額になるものと見込まれる状況にあり、公共土木施設の災害復旧に対する国庫支出金交付率の嵩上げ等既存制度の要件緩和・拡充はもちろんのこと、各種の災害復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設や県全体で1,800万トンと見込まれる瓦礫等災害廃棄物、堆積土砂撤去等対策、被災住民に対する民間の賃貸住宅の活用を含めた応急仮設住宅の確保対策、建築制限、津波浸水区域に係る事業期間等延伸・延長、地形の變化・地盤沈下への対策、仙台湾沿岸仙台南部海岸における国直轄災害復旧事業の推進など、県民生活あるいは、地域経済活動を支え、今後の復興に向けての基盤となる公共施設等の一日も早い復旧への国の財政的支援を含めた総合的な措置を講ずるよう求めます。

# 東日本大震災に関する 要 請 書

平成23年6月27日

宮 城 県 議 会 議 長 嶋 山 和 純

宮 城 県 市 議 会 議 長 会  
会 長 ・ 仙 台 市 議 会 議 長 野 田 謙

宮 城 県 町 村 議 会 議 長 会  
会 長 ・ 大 和 町 議 会 議 長 大 須 賀 啓

発災直後からの自衛隊による救助・救援や政府の現地対策本部設置による不眠不休の  
取り組みなどをはじめとした国の取り組みに対しまして感謝申し上げますとともに、全  
国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様から温かい御支援をいただきながら、県民一丸  
となって、確固たる決意を胸に復興に向け、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでいる  
状況にあります。

しかしながら、県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11  
日の東日本大震災の発生から3カ月が経過した今なお約1万8千人の被災者が避難生  
活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害  
額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円  
に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

また、復興に際しては、単なる現状復旧ではなく、地域復興ビジョンのもとで、地域  
の実情に応じて、新たな街を創り上げていくことが必要であり、その実現に向けては、  
現状復旧を基本とする従来の災害復旧制度を超えた対応や想像を絶する財政負担に伴  
う復旧・復興対策に係る財源の確保、壊滅的な打撃を受けた地域産業の早期の復興対策  
の実施、被災住民等の生活再建に向けての雇用の確保など、多くの課題が山積している  
状況にあります。

復興の実現に向けては、国における復興に必要な財源の全額確保を含む本格的な復興  
に向けてのポリシーム感のある第2次補正予算の早期の編成、成立や地域産業の復興の  
要となる財政政策や金融政策等の総合的な対策の実施、復興の障害となる各種規制等の  
改善、被災地域の実情に応じた自由度の高い柔軟な対応が可能となる新たな制度の創設、  
地域の実態に合わせたスピード感のある政策の展開などが必要であります。

つきましては、国におかれましては、一刻も早い被災地域住民の安定を旨とし、本格  
的な復興を加速させていくため、府省庁の枠を超え、国の総力を結集し、次の要事項  
に早急に取り組まれますよう強く要望します。

## 【各府省庁共通】

- 一刻も早い復興に向け、気力を振り絞り動き出している被災住民の期待に応えるためにも、復興に必要な財源の全額確保と復興が十分に可能となる規模での第2次補正予算を速やかに編成し、早期成立を図り、時期を失しないよう国の総力を挙げて復興に取り組むよう求めます。
- 地域ごとのニーズに応じて自由かつ機動的に復興対策事業を実施でき、また、現行諸制度の隙間を埋め、被災者・被災事業者の当面必要な再建を支援するなど、復興に向けての柔軟な対応を可能とする復興基金の創設を求めます。
- 被災自治体において、それぞれの実情に応じた迅速・柔軟な災害復旧・復興が可能となるよう新たな復興交付金の創設による災害復旧事業費及び災害復興事業費の全額国庫一括交付金を求めます。
- 被災自治体の財政規模をはるかにしのぐ壊滅的な被害であり、国庫補助率の大幅な嵩上げ、対象経費の拡大、被災公共施設の耐震構造化、各省庁の枠を超えた国直轄事業の実施など、本格的な復旧・復興事業の迅速な実施に向けての新たな制度を含む特別法の創設を求めます。
- 被災地域の市街地の復旧・復興は、ゼロベースから市街地を再構築することが必要であり、原状復旧を基本とする既存の各種制度では困難であることから、既存の土地利用規制関係法を含め地域の実情に応じた迅速かつ機動的・柔軟な対応が可能となるような新たな市街地復興に関する法制度の創設を求めます。
- 原子力発電所の安全指針の抜本的な見直しを行うなど、安全対策に万全を期すると

もに、再生可能エネルギーの活用を含め、エネルギー政策についての十分な議論を行い、しっかりと戦略的なビジョンに基づいた対策が講じられますよう求めます。

- 被災者の住宅再建や農林水産業、製造業等商工業の事業再開に向けて大きな障壁となっている二重ローンについて、既往債務の返済猶予、減免措置、公的機関の買い取りなど、被災者の救済につながるしっかりとした対策を迅速に講じられますよう求めます。
- 今回の大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故により、農業・畜産業・観光業等に大きな影響を与えており、被害のあった農家などへの補償や農水産品等の輸出促進などの風評被害対策を強化するとともに、風評被害の早期払拭に向けての国を挙げての具体的な事業の実施を求めます。
- 被災地域重視の視点や男女共同参画の視点を防災、災害対応、復興構想会議に取り入れるなど、被災地域の住民が復興に参加でき、被災地域の実情に応じた対策の実現が可能となる対応を求めます。

## 【内閣府】

- 1 大震災からの復興の基本となる事項などを定めた東日本大震災復興基本法に掲げている基本理念の具現化とスピード感のある施策実施を求めるとともに、復興の大きな鍵となる現地の対策組織の早期の設置及び機能の充実、権限の強化を求めます。
- 2 被災地域では良好な治安基盤の根底を覆す事案が引き続き発生しており、また、瓦礫撤去や復旧・復興に係る資機材等の搬入等に伴う円滑な交通の確保と住民の安全・安心の確保が必要な状況であり、災害の復旧・復興過程における様々な変化に的確に対応できる警察官等人的基盤の強化を引き続き求めます。
- 3 住宅等の被害のみならず、すべての生活基盤が一瞬のうちに失われるなど、その生活再建に向けては、多くの課題が山積している状況であることから、既存の被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付制度の拡充、支援金の早期支給を始め、住宅被害を受けた被災者に対する新たな住宅再建支援制度の創設や半壊以下の被害を受けた住宅等の修繕に対する助成・救済措置など生活再建が可能となるきめ細やかな総合的な対策の実施を求めます。
- 4 今回の大震災は、県内全域に壊滅的な被害を及ぼし、その復旧・復興に係る財政負担は膨大なものになることから、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び激甚災害法の適用範囲の拡大、補助率の更なる嵩上げなど、被災自治体の財政運営が可能となる規模の財政支援を求めます。

## 【総務省】

- 1 東日本特別財政援助法の対象から外れた自治体の行政庁舎等の災害復旧に極めて多額の費用負担が必要であること、また、すべての庁用備品・公用車の流出等の被害を受けていることから、応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 2 東日本特別財政援助法の対象から外れた各種のネットワーク機能の応急復旧及び本格復旧に係る新たな国庫支出金制度の創設とともに、通信が遮断され、災害救助の初期態勢に深刻な影響を及ぼしたことなどから、災害に強い情報通信システムの構築及び自治体への配布を求めます。
- 3 応急対策や復旧事業等に必要な歳出は一刻も早い執行が必要なものの、被災者などからの地方税その他の歳入の収納時期は遅れるものと見込まれることから、円滑に予算を執行するため、資金繰り支援として、普通交付税の増額と繰上交付を求めます。
- 4 国庫負担対象外となった事業への単独災害復旧事業債の発行など、地方債の発行に対する財政的支援措置を拡充するとともに、合併特例債適用期間の延長など、被災自治体の実情に応じた各般の財政支援を求めます。
- 5 被災を受けた地域について白紙の状態から復興まちづくり計画を検討するとしていくことから、特例的に被災して滅失した施設等に係る地方公共団体金融機構資金及び郵貯・簡保融資資金の繰上償還を免除するよう求めます。
- 6 地方債を充当して整備した施設等が被災した場合において災害復旧のために施設等の資産価値を越えて地方債を充当できるようにするとともに、災害復旧のために起こし

た資産価値を超えた特別の地方債の元利償還金に対する国庫支出金交付制度の創設を

求めます。

7 被災自治体の行政負担の軽減を図るため、小災害債の発行に関わる、申請期間、対象事業、作成資料等のより一層の柔軟な運用並びに手続きの簡素化を求めます。

## 【 財 務 省 】

- 1 想像を絶する壊滅的な被害の復旧・復興であり、十数兆円規模のボリューム感のある財源確保が必要であることから、社会保障制度を含め、被災地域の復興に係る法人税の減税等バランスを考慮した税制の一体的な改革の推進を求めます。
- 2 壊滅的な被害を受けた財政融資資金や政府等金融機関等融資資金で整備した施設の復旧等は、機能の集約や廃止の選択等を含め様々な検討がなされているが、繰上償還等の財政負担が課題となっていることから、繰上償還や元利償還金の免除など、既存制度の大幅な見直し等新たな制度の整備を求めます。
- 3 現行の災害査定では、災害査定期間、対象額、手続き等において、各種の規定があり、復旧・復興に向けての迅速な対応が困難になることから、引き続き弾力的・柔軟な運用と手続きの簡素化が図られるよう求めます。

## 【文 部 科 学 省】

1 小中学校等の学校施設、社会教育施設の復旧に際しては、原状復旧が基本的に困難であり、国庫補助対象外となる復旧工事を含め極めて多額の費用負担となることから、国庫支出金交付率のさらなる高上げと交付対象範囲の拡大を求めます。

2 公共交通機関が復旧するまでの間、スクールバス等代替交通機関の確保が必要になっていることから、それに要する経費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めるとともに、仮設校舎及び仮設住宅が遠隔地に設置されたことにより増高する通学費に対する国庫支出金交付制度の創設を求めます。

3 経済的に困窮する世帯の児童生徒等の増加が見込まれ、中・長期的な就学援助及び給食費援助の弾力的運用・拡充と、大学卒業まで無利子奨学金が受けられるよう募人員制限を撤廃するとともに、一定の要件を満たす学生に対する返済義務のない給付型の奨学金制度の創設を求めます。

4 被災した児童等のメンタルヘルスケア対応として、スクールカウンセラーの緊急派遣事業が創設されましたが、被災した児童生徒の心のケアについては、中・長期的な対策が必要であり、緊急派遣に係る委託事業の来年度以降の継続を求めます。

5 自ら死の危機に直面し、あるいは近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒が極めて大きな精神的苦痛を受けている学校教育の現場の一刻も早い正常な活動の再開に向けては、児童生徒に対するきめの細かい教育的支援が必要であることから、教職員定数の中・長期的な加配措置を求めます。

6 国の特別名勝「松島」の指定地域では多くの家屋が流失しており、家屋の再建など地

域の迅速な復興を図るために、特別名勝松島保存管理計画エリアにおける文化財保護法の弾力的な運用を求めます。

7 学校法人以外の者が設置する専修学校施設及び外国人学校以外の各種学校施設も壊滅的な被害を受けており、災害復旧費が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

8 私立学校施設の再建に際しては、学校設置者の負担が極めて多額に上ることから、長期の償還期間、据置期間を設定した無利子の新たな融資制度の創設や再開が困難な私立学校に対する日本私立学校振興・共済事業団が行った融資の償還猶予あるいは、免除など、一層の柔軟な取り扱いを求めます。

9 私立学校が行う授業料減免等に対する補助制度については、実績に応じた補助金の交付を行うとともに、児童・生徒数が大きく変動することなどが考えられることから、私立学校運営費補助金制度の柔軟な対応と圧縮率を乗じることなく運営補助金を算定するよう求めます。

10 全壊した宮城県原子力センターは、女川原子力発電所周辺地域の安全確保のため不可欠な施設であることから、その災害復旧費及び復旧までの間、監視測定をするための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

## 【厚生労働省】

- 1 災害救助費が巨額に達し、地方負担によって被災自治体の財政が危機的な状況に陥ることが予測されることから、災害救助費を全額国庫支出金とする新たな制度の創設や現行の災害救助法上の制度に含まれていない、栄養管理、感染症予防、高齢者等介護、児童看護等を救助の種類に位置づけるよう求めます。
- 2 深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く存在することから、被災者の心のケア対策の強化や震災で親を亡くした子どもの支援強化を図るとともに、児童相談所の心理士やソーシャルワーカー等の専門職の加配を行うよう求めます。
- 3 避難所や損壊している自宅での不自由な生活が長期化していることから、被災者の身体的・精神的な健康の維持及び確保について、医療体制の充実や要介護者支援、感染症予防のための生活環境や衛生対策に対する支援を求めます。
- 4 いわゆる自立仮設住宅の考え方に立った応急仮設住宅の建設と早期完成を進めるとともに、応急仮設住宅の入居、住宅の応急修理、その他災害救助法に基づく各種支援について、基準限度額の引き上げ、期間・所得制限の撤廃等を含む対象要件の緩和など、弾力的な運用と救済の拡大を求めます。
- 5 公的医療施設の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助制度の対象外となっている民間医療施設の災害復旧費も極めて多額に上ることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等を行うとともに、仮設病院に対する国庫補助制度の創設、医療施設耐震化臨時特例基金の設置期限のさらなる延長と対象施設の追加及び必要な経費に対する交付金の積み増しを求めます。

- 6 医療従事者確保及び流出防止に係る経費について、被災地では今後医療機関の再開に向けて多くの医療従事者が必要であり、人材の確保及び流出防止には被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 7 高齢者社会福祉施設をはじめ社会福祉施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大となり、また、国庫補助対象外の社会福祉施設等の災害復旧費も極めて多額に上ることから、全額国庫負担も含めた国庫支出金交付率のさらなる嵩上げや対象施設の拡大等を図るとともに、社会福祉施設等耐震化等特別対策事業に係る対象施設等の拡大や基金事業の実施期限の延長及び大幅な積み増しを求めます。
- 8 介護給付費の地方負担分の国費による補てんや調整交付金の増額、財政安定化基金の交付要件の緩和など、国による十分な財政支援措置を求めます。
- 9 訓練手当受給者が大幅に増えている状況にあり、被災自治体の負担が極めて過大になることから、必要な経費を国が全額負担するとともに、職業や生計の手段を失った被災者の雇用の促進を図るため、雇用保険制度や緊急雇用制度の要件の緩和及び復旧・復興事業等での雇用機会の創出等総合的な取り組みを行うよう求めます。
- 10 就職が決まらずに卒業する新規高卒者や就職活動が困難になる新規学卒者が多数に上ることが予想されることから、被災地域の新規高卒者を採用内定した事業主への奨励金の支給や被災した新規学卒者への就職活動支援金の支給など、就職促進に係る新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。



11 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対し、事業再開に向けた雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む。）の国の全額負担を含む支給割合の拡充や上限日額の大幅な引き上げ等事業主の負担軽減に向けた対策を求めます。

#### 【 農 林 水 産 省 】

- 1 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業に際しては、被災自治体の負担が膨大になり、また、営農を再開できずにいる被災農家等の負担も極めて重いものとなり、現実的には賦課金徴収は不可能であることから、全額国庫支出金での事業執行を求めます。
- 2 国庫補助制度の対象外となっている漁業協同組合や農業協同組合等の事務所等の災害復旧に際しては、その負担は極めて多額に上り、組合等の運営自体に支障を及ぼし、その存続を左右することから、組合等の災害復旧・復興に向けた新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 3 農林水産試験研究施設や地方卸売市場等農林水産業施設の災害復旧に際しては、被災自治体の膨大な費用負担が必要となることから、農林水産試験研究施設等に対する新たな国庫支出金交付制度の創設や現行の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げ及び対象範囲の拡大を求めます。
- 4 被災した農林水産業従事者の生活基盤の安定化と再開に向けた取り組みを助長するため、経済的補償対策を含む新たな支援制度の創設を行うとともに、農林水産業の復興に向けて、農業及び漁業の集約化の推進など、国の全面的な財政措置を含め、国家プロジェクトとして取り組むことを求めます。
- 5 東日本大震災農業生産対策交付金が創設され、農家が共同利用する農業用施設の改修や補修、共同利用農業機械のリース方式等による新規導入等が可能となりましたが、現行の補助率では事業実施主体の負担が過大となることから、県の特産であるいちご栽培

をはじめとする園芸農業施設の災害復旧に対する支援を含めさらなる交付率の嵩上げ、要件の緩和・拡充及び制度の継続を求めます。

6 土地改良区の被害も甚大であり、土地改良事業に係る土地改良区の負担軽減を図るとともに、多くの農家が被災している状況にあることから、農家負担金償還のための賦課徴収は事実上不可能であり、その支払いを免除することを求めます。

7 沿岸部被災農業従事者の生活再建に向け、創設された除塩事業に加え、技術的支援、地盤沈下対策及び相当期間作付けが不可能とされている被災農業従事者への支援を含めた財政的支援の拡充を図るとともに、津波堆積物の除去を国直轄事業で行うよう求めます。

8 被災した農家の生活基盤の安定化を図り、営農を再開するため、国庫補助制度のない農畜産物被害に対する新たな国庫支出金交付制度を創設するとともに、農業関連分野における雇用対策の強化を求めます。

9 東京電力福島第一原子力発電所事故により、国の通知に基づき実施している乳用牛・肥育牛への牧草の給与の自粛に関する損害賠償の支払いを早急に行うことを求めます。

10 津波災害に見舞われた地域への住宅再建は困難であり、津波被害が及ばない保安林等の国有地の宅地転用が必要であることから、保安林等解除を含めた宅地転用要件の規制等の緩和及び弾力的・柔軟な対応を求めます。

11 被災を受けた漁船・漁具等の個人の再導入費に対しては、国庫補助制度がなく、漁業

再建のためには多額の投資が必要となりますが、被災漁業者にとって多額の費用負担に耐えることは現実的には不可能であることから、漁船・漁具等の個人の再導入に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

12 養殖施設、種苗生産施設、水産加工施設を含む水産業関連施設の再導入に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、国庫補助制度がない水産養殖生産物被害への経済的支援や養殖漁業の協業化・共同化への支援など、全面的な財政的支援を含む新たな国庫支出金交付制度の創設等総合的な対策を求めます。

13 水産業復興の鍵となる壊滅的な被害を受けた漁港施設等の災害復旧に際しては、被災自治体の負担が膨大になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを行うとともに、甚大な被害を受けた水産関連企業の再生に向けた財政的支援を含む重点的な支援を行うことを求めます。

## 【 経 済 産 業 省 】

- 1 未曾有の災害に見舞われた中小事業者の負担軽減を図り、事業再開への動きを加速化させるため、今回の災害に限定し制度化された「東日本大震災復興特別貸付」の貸し付け及び利子補給の条件の一層の緩和、償還期間、補給期間の長期化、延長を求めます。
- 2 製造業の復興は地域経済の復興及び雇用の確保に欠かすことができないものであり、また、被災者の生活を支える上で商業活動の再開を急ぐ必要があることから、自ら事業を再開できるよう工場再建や仮設店舗整備等に対する直接補助制度等新たな制度の創設を行うとともに、休業補償等の助成措置など、きめ細かい支援対策の実施を求めます。
- 3 被災地で再起を図る企業への相談・指導体制の強化に向け、経営指導員等職員の確保に向けて国による人件費の全額補助を行うとともに、被災地における商工会館の復旧建設は、被災地のまちづくり計画との整合を図るため次年度以降となることも予想されるので、継続して予算化されることを求めます。
- 4 被災地の復興あるいは、風評被害の払拭のため被災地域の商工会や商工会連合会が行う地域の観光資源、地元産品等を活用しての復興市・復興物産展（仮称）などの取り組みに対する財政的支援を求めます。
- 5 企業の事業再開を促進し、地域における雇用創出を支援するため、設備等の復旧に係る資金や、省エネルギー対応設備の導入に係る資金への新たな助成制度の創設を行うとともに、貸付対象者が小規模企業者に限定されている小規模企業者等設備導入資金の貸付要件の拡大や県に対する助成割合のさらなる嵩上げ、貸付財源への追加助成を求めます。

- 6 被災地で直接災害の被害を受けた事業者だけではなく、間接的な被害を受けている中小企業も救済する観点から、経営セーフティ共済融資の融資限度額の引き上げやリース債権の減免など、新たな補助制度や金融・税制上の特別措置を講ずることを求めます。
- 7 今回の災害に限定した東日本大震災復興緊急保証の政府系金融機関並みの償還期間の長期化、保険料の引き下げ、無保証料化等の措置を行うとともに、信用保証協会の経営基盤の安定を図るため、利用期間の確保や補填率の100%への引き上げあるいは、取り崩し可能な新たな協会への基金造成などの総合的な支援を求めます。
- 8 制度融資に必要な原資預託や負担軽減のための利子補給、保証料の引き下げに伴う信用保証協会への県からの補助について、新たな財源を確保することが困難なことから、補助事業の継続実施に向けた財政支援を行うとともに、融資に係る支払期間の変更に伴い生ずる延長期間分の保証料の減免措置等を求めます。
- 9 地方公共団体が単独で整備した国際展示施設や地方公共団体及び地方公営企業に準じる第三セクターが単独で整備した輸入促進施設の災害復旧費に係る国庫補助制度がなく、災害復旧費に係る費用負担が極めて多額に上ることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 県民及び企業の重要な足となっている自動車が多数流出し、県民生活や企業活動に支障を来している状況にあることから、被災した自動車の買換えに対する税の優遇措置や購入経費等への財政的支援など、新たな支援制度の創設を求めます。
- 11 工業用水道施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は極めて多額に上り、また、国庫補助制度対象外の設備の復旧も多額の費用が見込まれる状況であることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げと対象範囲の拡大等柔軟な対応を求めます。

## 【 国 土 交 通 省 】

12 東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故は、国全体に関わる極めて重大な問題であり、放射性物質の外部放出の阻止と早期解決に向けて、国の総力を結集し取り組むとともに事故原因等の検証・公表、県内市町村への放射線量測定機器の配布、環境放射線モニタリングと情報公開の強化など、県民の不安解消に向け、人的・財政支援を含む積極的な対策を国の責任において講ずるよう求めます。

13 原子力事故に伴う影響は東日本全域に拡大し、また、長期化が懸念され、子どもをはじめとする健康不安や世界的な風評被害、観光客の減少など多くの問題が発生していることから、健康診断の実施や校庭・プール等文教施設の除染、汚染された土などの汚染物の処理対策等に係る基準の明示を含めた対策を早期に国において示すとともに、風評被害に対する対策の積極的な実施や今後起こり得る被害等を長期的かつ広範に捉え、迅速かつ十分な規模での補償の実施など、総合的な対策の早期実施を求めます。

- 1 道路・橋梁・港湾・空港・堤防・下水道等公共土木施設の被害は壊滅的で、被災自治体の負担は想像を遥かに超える額になることから、国庫支出金交付率のさらなる嵩上げを含め早期の復旧に向けての一層の支援強化を行うとともに、暫定復旧措置が講じられている国管理河川の堤防について、これからの出水期に向け、管理者の枠を超え、ハード・ソフト両面での対策を早期に実施するよう求めます。
- 2 被災した建設業者の中には、所有又はリース契約により保有していた建設機械が、地震・津波によりき損又は流失し、当該建設機械に係る借入金返済やリース企業からの損害額の負担を求められるケースがあることから、これらの負担を軽減する措置を講ずるよう求めます。
- 3 人口・資産・社会基盤施設の集積地である低平地は、地盤沈下が著しく、浸水リスクが高まっている状況にあり、排水対策、高潮対策などの早急な復旧対策はもろろんのことと被災被害民有地の買収による国有地化、現在地での復興が困難で大規模な集団移転が必要な場合における支援等新たな事業制度の創設を含めた総合的な対策を求めます。
- 4 丘陵部の造成団地で発生している法面の崩落、地すべり等人工物への被害は、宅地所有者個人の資力での対応は不可能であり、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の採択要件の大幅な緩和、国庫支出金交付率の嵩上げなど、全面的な財政支援を求めます。

- 5 防災のための集団移転促進事業についての地方負担が極めて過大なものであり、また、既成市街地を対象とする被災市街地復興土地区画整理事業も、その被害が広域的であり、地方負担も極めて過大となることから、浸水地区の買上げ等をはじめとし、国庫支出金交付率の大幅な嵩上げや要件等の緩和・拡大などの特別措置を行うとともに、市街地開

- 発事業において、地方公共団体が土地を取得する場合の制度の拡大を求めます。
- 6 甚大な被害を受けた公営住宅に係る整備について、国庫支出金交付率のさらなる高上げを行うとともに、補助対象外となっている既設公営住宅の宅地の復旧に対する交付対象の拡大を求めます。
- 7 下水道施設の機能停止に伴う緊急的な溢水対策などの応急復旧費用や、水質改善のための費用、市町の下水処理場の仮の処理施設の整備、管理的施設（駐車場等）の復旧など、災害復旧事業への財政的支援の強化と対象範囲の拡大を求めます。
- 8 災害復旧調査費に対しては、地すべり対策等に係る調査・設計費など限定調査以外については国庫補助制度がなく、各種の施設が被災し災害復旧調査費が極めて多額に上ることから、国庫支出金交付対象範囲の拡大を求めます。
- 9 土地区画整理事業地の事業者が管理している宅地・都市排水施設等に対する災害復旧や都市公園の植栽等に対する災害復旧については、国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多額となることから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 10 地方公共団体及び地方公営企業に準ずる事業を行う第三セクターが単独で整備した輸入促進施設及び物流基盤施設の災害復旧には国庫補助制度がなく、災害復旧に係る財政負担が極めて多大なことから、新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 11 観光施設も甚大な被害を受け、また、直接地震等の被害を受けなかった観光施設においても、その後発生した津波や原子力災害に伴う風評被害により観光客の大幅な減少に直面し、重大な影響を受けていることから、観光施設等の災害復旧や被災地の観光振興を図るための活動に対する新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。

- 12 東北地方唯一の特定重要港湾仙台塩釜港も今回の震災により甚大な被害を受けたものの、順次港湾の物流機能を回復しつつあり、また環境放射線量も問題ないレベルで推移していることから、風評被害対策を含め仙台塩釜港の利用拡大に向けた船舶の寄港を促進する取り組みを求めます。
- 13 被災地域の復興計画及び土地利用計画あるいは、防災機能を踏まえたJR線や国道・県道等の計画的な整備を行うとともに、想像を超える被害額となり存続の危機に直面しているすべての第三セクター鉄道事業者及び離島航路、バス等事業者を対象とする新たな国庫支出金交付制度の創設を求めます。
- 14 津波被害の影響を受けることなく救助・救援や物流の確保等初動の対応に重要な役割を果たした沿岸部の高規格道路等について、堤防としての防災機能を付加し、防災道路としての位置づけを明確にし、また、三陸縦貫自動車道をはじめ、沿岸地域を連絡する道路等を広域的沿岸地域の復興の基幹道路として加速的に整備を促進し、沿岸防災ネットワーク機能を早期に構築するよう求めます。
- 15 宮城県と福島県を結ぶ地元住民の足である第三セクター鉄道事業者の阿武隈急行鉄道の災害復旧費用は、会社の運営に重くのしかかっている状況にあり、その費用の全額の国庫支出金化と緊急無利子融資制度の早急な創設を行うとともに、離島航路を被災者が利用する場合の運賃・料金の減免のための財政支援等新たな制度の創設を求めます。
- 16 長期間にわたり交通やライフラインが寸断された東北地方最大の離島である気仙沼大島の緊急時の救急救命活動等島民の安全と物資輸送などの輸送路の確保のためには、気仙沼大島架橋事業の整備が必要不可欠であることから、離島振興事業の国庫支出金交付率のさらなる嵩上げなどの支援策をはじめ架橋事業の加速的推進を求めます。

## 【 環 境 省 】

(経済団体あて要望書)

- 1 がれきや被災自動車等の震災廃棄物、堆積土砂等の長期的な集積は、事故の危険や環境の悪化などの問題が生じることから、土地（海、河川、湖沼等を含む）の管理・所有形態にかかわらず、沿岸部・内陸部を通じて全額国費により、早期に撤去することを求めます。
- 2 がれき等の早期の処理に向けての国有地の提供や人的支援、撤去に伴う制度問題への対応、処理等への技術的な支援など、国の責任において総合的な対策の措置を求めます。
- 3 地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生に用いられる自然環境整備交付金については国定公園のみに限定されているが、県立公園や国立公園における取り組みについても補助の対象とすることを求めます。

県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過しましたが、今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

また、一刻も早い復興に向け、企業をはじめ多くの経済団体の皆様や国民の皆様から温かい御支援をいただきながら、県民一丸となって、確固たる決意を胸に、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでおりますが、沿岸部を中心に製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失い、廃業、休止に伴う休業者や失業者が増大し、被災者の生活を支える雇用問題が顕在化している状況にあり、また、大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあります。復興に向けては、地域産業の復興なくしてはあり得ず、国の産業復興に係る支援はもちろんのこと、復興を視点とした経済界全体の取り組みが必要不可欠なものと考えております。

つきましては、一刻も早い被災地域の産業の復興と被災住民の生活の安定を目指し、本格的な復興を加速させていくため、次の要望事項の取り組みをお願いいたしますとともに、貴団体の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

(東日本旅客鉄道株式会社あて要望書)

1 製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失ったにもかかわらず、事業継続・再開に向け動き出している状況があり、そうした事業者への受注機会の確保や円滑な事業運営が可能となる取り組みなど、経済界が一丸となった御支援をお願いいたします。

2 大震災に伴う商工業者の廃業・休業によって、失業者対策等雇用問題が顕在化している状況であることから、雇用確保に向けた求人対策や企業の被災地域への進出等新たな雇用対策など、仕事を失った失業者や事業者が一日も早く、生活再建に向けて歩き出すことができる御支援をお願いいたします。

3 大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、農業や畜産業、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあり、経済界としても、風評被害の払拭と誘客促進に向けてのキャンペーン等の展開など、地域産業の復興に向けての御支援をお願いいたします。

4 想像を絶する被害からの地域産業の復興に向け、金融支援措置の要件緩和等新たな制度の創設や二重ローン対策、物流基盤対策、小規模個人商店等再建支援対策など、各種の支援措置を国に対して要望しており、その実現に向けて、経済界からの一層の御尽力をお願いいたします。

県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらした平成23年3月11日の東日本大震災の発生から3カ月が経過しましたが、今なお約1万8千人の被災者が避難生活を余儀なくされており、未だ被害の全容が明らかになってはおりませんが、その被害額も住宅やJR、国直轄等を除き県関連等の一部だけで、現時点で約3兆3733億円に達するなど、極めて甚大な被害規模となっております。

一刻も早い復興に向け、壊滅的な被害を受けたにも関わらず、不眠不休で県民の交通インフラ確保のため取り組みられた貴社に対し心から感謝申し上げます。

復興に向けて、県民一丸となって、確固たる決意を胸に、一歩ずつ確かな足取りで着実に進んでおりますが、被災地域を中心に多くの交通ネットワークが遮断されたままとなっており、特に沿岸地域における鉄道は、地域住民にとって、必要不可欠な社会基盤であり、一日も早い復旧が望まれている状況にあります。

また、大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあります。

復旧に際しては、地形変化や地盤沈下への対策、防災機能の付加など多くの課題があるろうかとは思いますが、鉄道の復旧なくしては、被災住民の安定的な生活再建や観光産業の復興はあり得ず、国に対して鉄道事業者への総合的な支援を強く求めているものの、貴社としての被災地域鉄道網の一日も早い復旧に向けた取り組みが必要であると考えております。

つきましては、一刻も早い被災住民の生活の安定を目指し、本格的な復興を加速させていくため、次の要望事項の取り組みをお願いいたしますとともに、貴社の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

1 沿岸地域における鉄道は、地域住民にとって、必要不可欠な社会基盤であり、復興計画や被災地域の土地利用計画を踏まえた計画的な復旧をお願いします。

2 今回の大震災を教訓として、社会基盤を中心に防災ネットワーク機能の早期の構築が必要であり、国に対しても総合的な支援を要望しているところではありますが、鉄道においても、防災機能を付加した復旧整備が可能となるようお願いいたします。

3 大震災及び東京電力福島第1原子力発電所の重大事故の風評被害により、農業や畜産業、観光産業等に大きな影響を与えている状況にあり、貴社としても、風評被害の払拭と誘客促進に向けてのキャンペーン等の展開など、地域産業の復興に向けての御支援を

お願いいたします。



平成23年8月2日

3月11日の東日本大震災の発生以来、救助、救援あるいは復旧に向け、多くの経済団体の皆様に御支援と御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

大震災から4カ月が経過し、未だ大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故による甚大な被害と深刻な影響が続いており、地域の復興までの道りは遠く、県をはじめ被災自治体では、被災地の復旧・復興はもろんのこと、発展へと導くための地域復興計画の策定が急ピッチで進められている状況にあります。

地域産業の復興に向けては、県議会と県内市町村の議会が連携して、国に対して復興に向けた財政政策や金融政策をはじめとする総合的な対策の実施を求めているところであります。

ゼロベースからの事業再建や雇用の維持確保など多くの課題があるかと思いますが、今後とも貴団体と力を合わせて、早期復興に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項についての経済団体としての取り組みをお願いいたしますとともに、引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

## 東日本大震災に関する 要 請 書

宮 城 県 議 会 議 長 畠 山 和 純

宮 城 県 市 議 会 議 長 会 長・仙 台 市 議 会 議 長 野 田 義 議

宮 城 県 町 村 議 会 議 長 会 長・大 和 町 議 会 議 長 大 須 賀 啓

1 製造業をはじめ多くの商工業者が事業基盤を失いながらも、事業継続・再開に向け動き出している状況があり、そうした事業者への地域内での積極的な受注機会の確保や円滑な事業運営が可能となる取り組みなど、御支援をお願いいたします。

2 大震災に伴う商工業者の廃業・休業によって、失業者対策等雇用問題が顕在化している状況であることから、雇用確保に向けた求人対策や雇用対策など、仕事を失った失業者や事業者が一日も早く、生活再建に向けて歩き出すことができる御支援をお願いいたします。

3 大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農畜産業をはじめ各産業等に深刻な影響を与えている状況にあり、風評被害の払拭と消費拡大に向け、被災地の産品や製品の業務への利活用など官民一体となった取り組みが必要であることから、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

4 想像を絶する被害からの地域産業の復興に向け、金融支援措置の要件緩和等新たな制度の創設や二重ローン対策、物流基盤対策、小規模個人商店等再建支援対策、経営指導員等職員人件費の全額補助、商工会館の復旧建設など、各種の支援措置を国に対して要望しており、その実現に向けて、貴団体からも国への一層の働きかけをお願いいたします。

平成23年8月2日

東日本旅客鉄道株式会社  
取締役仙台支社長 殿

## 東日本大震災に関する 要 請 書

宮城県議会 議長 島山 和純

宮城県市議会 議長 野田 謙  
会長・仙台市議会 議長

宮城県町村議会 議長 大須賀 啓  
会長・大和町議会 議長

3月11日の東日本大震災の発生以来、貴社におかれましては、県民の交通インフラ確保を目指し、新幹線や在来線の鉄道網の早期復旧に不眠不休で取り組んでいただきましたことに對しまして、心から感謝を申し上げます。

大震災発生から4カ月が経過し、復興に向けて少しずつ動き出しておりますが、沿岸地域の生活や事業活動に必要な社会基盤である石巻線の全線や気仙沼線、仙石線、常磐線の一部区間が、未だ不通の状態であり、一日も早い復旧が望まれている状況にあります。

復興に必要な役割を果たすJR線の早期復旧に向けては、県議会のみならず市町村議会と連携し、国に対して鉄道事業者への総合的な支援、協力を強く求めているところでもあります。

鉄道路線の復旧に際しては、地形変化や地盤沈下への対策、復興計画を踏まえた路線の敷設、高盛土構造による防災機能の付加など多くの課題があろうかとは思いますが、今後とも貴社と力を合わせて、鉄道路線の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、次の事項への取り組みをお願いいたしますとともに、貴社の引き続きの御支援と御協力を併せてお願い申し上げます。

1 沿岸地域を通る石巻線、気仙沼線、仙石線、常磐線は、日常生活はもとより地域産業の復興にとっても必要不可欠な社会基盤であり、被災市町の復興計画や被災地域の土地利用計画を踏まえた一日も早い全線復旧をお願いします。

2 今回の大震災を教訓として、社会基盤を中心に防災ネットワーク機能の早期の構築が必要であり、国に対しても総合的な支援を要望しているところでありますが、鉄道においても、災害時の物流の重要な社会基盤であることから、沿岸部における内陸部への迂回や防災機能を付加した復旧整備をお願いします。

3 大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が、農畜産業や観光産業等へ深刻な影響を与えている状況にあり、風評被害の払拭に向けて官民一体となった取り組みが必要であることから、引き続きの御支援と御協力をお願いいたします。

## 東日本大震災に伴う災害廃棄物の 処分受入に関する要請書

東日本大震災にあたり、発災直後から力強く温かい御支援を賜りましたこと、ここに県民を代表し心より感謝と御礼を申し上げます。

貴県の御協力のもと、これから先、復旧・復興に長い時間を要することになります。国による第三次補正予算も措置され、本格的な復旧・復興に向けて一歩を踏み出すことができることとなり、県民も大きな期待を抱いているところでもあります。

しかしながら、1,800万トンにも及ぶ膨大な量の災害廃棄物の早期の処理が大きな課題となっており、また、福島第一原子力発電所における事故による放射性物質の汚染問題が拡大するにつれ、県外の自治体の処理施設での処理受入が困難な状況となっております。

本県でも災害廃棄物のモニタリング調査実施による安全性の確保や放射線量の低減に向けた分別の徹底などに努めることとしているほか、一般廃棄物埋立処分場の処理可能量の見直し調整や災害廃棄物の再利用による減量化など、県内施設の処理能力増高のための努力を続けているところですが、膨大な量の災害廃棄物であるため県内の処理施設のみでは限界があり、どうしても県外の自治体に御協力をお願いせざるを得ない状況にあります。

つきましては、被災地の災害廃棄物処理の現状を御理解いただき、災害廃棄物の処分等に対する貴県執行部等への働きかけ、災害廃棄物の広域処理に係る国の主体的な取り組みについての働きかけなどについて貴議会の御協力・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年1月 日

宮 城 県 議 会  
議 長 中 村 功

(災害廃棄物受け入れ実績のある都道府県あて)

東日本大震災にあたり、発災直後から力強く温かい御支援を賜りましたこと、ここに県民を代表し心より感謝と御礼を申し上げます。また、貴県におかれましては、これまで他の自治体に先駆けて、いち早く本県の災害廃棄物を受け入れ、処分に御協力いただいているところでもあり、重ねて感謝申し上げます。

貴県の御協力のもと、これから先復旧・復興に長い時間を要することになりますが、国による第三次補正予算も措置され、本格的な復旧・復興に向けて一歩を踏み出すことができることとなり、県民も大きな期待を抱いているところであります。

しかしながら、1,800万トンにも及ぶ膨大な量の災害廃棄物の早期の処理が大きな課題となっており、また、福島第一原子力発電所における事故による放射性物質の汚染問題が拡大するにつれ、県外の自治体の処理施設での処理受入が困難な状況となっております。

本県でも災害廃棄物のモニタリング調査実施による安全性の確保や放射線量の低減に向けた分別の徹底などに努めることとしているほか、一般廃棄物埋立処分場の処理可能量の見直し調整や災害廃棄物の再利用による減量化など、県内施設の処理能力増高のための努力を続けているところですが、膨大な量の災害廃棄物であるため県内の処理施設のみでは限界があり、どうしても県外の自治体に御協力をお願いせざるを得ない状況にあります。

つきましては、被災地の災害廃棄物処理の現状を御理解いただき、引き続き災害廃棄物の処分等に対する貴県執行部等への働きかけ、災害廃棄物の広域処理に係る国の主体的な取り組みについての働きかけなどについて貴議会の御協力・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月7日

「復興交付金制度」は、地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金として創設されたところであり、約1兆8,500億円が予算措置されており。

東日本大震災により甚大な被害を受けた自治体では、地域特性や住民の意向に十分に配慮しながら、各自治体の復興計画を具現化するための立案を急ぎ、1月末に第一回目の交付申請を行ったところであり、申請に対して3月2日には交付可能額が通知されております。

第1回の交付可能額通知では、内陸部の一部の市町村への配分が見送られるなど、要望額を大幅に下回る配分額であったことから、本県の一日も早い復興に向けて、今回配分が見送られた事業への早期の配分や、申請に当たり、より使い勝手のよい交付金となるよう、制度運用の改善などについて、別添のとおり要望いたします。

復興大臣  
平野達男 殿  
東日本大震災復興交付金に  
関する緊急要望書

宮城県議会議長 中村 功  
仙台市議会議長 佐藤 正昭

## 1 第一回交付可能額通知で見送られた事業への早期の交付

3月2日に通知された第一回交付可能額は、本県内陸部の3市町への配分が見送られるなど、要望額の6割に満たず、復興の遅れが懸念されます。このため、今回見送られた事業への交付を急ぐとともに、採択に必要な手続や基準を柔軟化・弾力化し、早期の事業着手が可能となるよう求めます。

## 2 交付金制度の創設目的に則した運用の徹底

第一回の交付金事業計画申請において、被災自治体が復興のために必要不可欠と考える事業について厳しい絞り込みが行われるなどの運用がなされております。

被災自治体自らの復興プランの下に進める地域づくりの支援という復興交付金制度の趣旨に則して、事業選択は一定基準のもと各被災自治体の判断に委ねるよう求めます。

## 3 被災自治体の立場に立った支援と事務量の軽減

第一回の交付金事業計画申請において、従来の国庫補助事業を上回るほどの資料提出を求められたり、また、指導や照会が復興庁だけでなく関係省庁との間でも行われるなど、事務負担の増大を招いたりしたケースが生じております。

被災自治体が復旧・復興に係る膨大な事務量を抱え極めて繁忙な状況にあることを考慮し、被災自治体の立場に立った、指示系統を一本化した上での助言や支援が行われるよう求めるとともに、事務手続の簡素化により被災自治体の事務量が軽減されることを求めます。

## 4 計画対象地域の広範な設定

復興交付金事業計画の対象地域については、復興庁から限定的な区域設定を求められており、被災自治体が復興交付金を活用して、一定の面的な広がりの中で事業を有機的に連携させた復興を図ることが困難となること懸念されます。

このため、計画対象区域の設定については、今般の震災の被害が津波に限らず広範に広がっている実態を踏まえ、被災自治体の全域を区域とすることも含め広範に対象とすることを認めるよう求めます。

## 5 効果促進事業の有効活用に向けた運用の改善

被災自治体のニーズに対応した自由度の高い事業である効果促進事業について、基幹事業の補助対象外事業への適用は認められないなど厳しい運用条件が示されており、活用が進まないことが懸念されます。

今回の災害の規模や多岐にわたる被害の態様を考慮し、現行制度の枠内で一律に対応するのではなく、被災自治体による自主的・主体的な活用という制度の趣旨に則り、自治体の判断により、地域の復興に必要な事業への充当を可能にすることを求めます。

## 6 交付方法の見直し

実施主体が市町村で、交付主体が県である間接補助事業については、市町村と県の事務負担を軽減し、速やかな事業実施を可能とするため、実施主体である市町村へ直接交付するとともに、予算については、復興庁から各省庁への付け替えを廃止し、復興庁がワンストップで申請の受付から交付決定までを行うよう制度の改善を求めます。

平成24年4月18日

## 震災復興対策に関する要請書

震災後1年余りを経過しましたが、この間の本県県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対して改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきましたながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、本県においては今なお多くの被災者が応急仮設住宅などでの生活を余儀なくされているとともに、被災地には災害廃棄物の山がうず高く積み、被災者の生活再建に重大な影響を与えています。

さらに、本県は、福島県に隣接し、東京電力福島第一原子力発電所から最も近い地域は同原発から福島市までとほぼ同距離にあります。放射性物質の拡散は住民生活や産業、観光など多様な分野に大きな影響を及ぼし、住民は生活環境や健康、生業や雇用の維持などあらゆる分野において、将来への不安を抱えながら生活しており、地域の将来像はもとより自らの今後の生活が描けないまま立ちまわっております。

また、自治体は限られた人員と予算で、これまで経験したことのない多様な復興業務に取り組んでいます。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

### 1 復旧・復興に向けた地域の実情に応じた対応

2月に復興庁が発足し、本県には復興局及び支所2か所が設置され、復興に関する施策の企画、調整及び実施や自治体への一元的な窓口と支援を実施していただいているところですが、東日本大震災復興交付金の申請手続においては、指導や照会が復興庁以外の省庁との間でも行われるなど必ずしもワンストップの対応とならなかったケースも生じております。限られた人員での対応を余儀なくされている自治体の実情を考慮し、自治体に対するワンストップの対応など交付金の円滑な活用に向けた対応を求めます。

また、交付金の第二回申請に対する配分に当たっては、地域の実情に配慮し、県及び市町村復興計画の1日も早い実現に向けた取り組みを力強く後押しする十分な額の配分と速やかな交付を求めます。

# 震災復興対策に関する要請書

宮城県議会議長 中村 功

宮城県市議会議長会  
会長・仙台市議会議長

佐藤 正昭

宮城県町村議会議長会  
会長・大和町議会議長

大須賀 啓



## 2 放射性物質の拡散に係る対応

### (1) 住民の生活環境の改善に向けた中長期的な対策

放射性物質の拡散に県境はないにもかかわらず、福島県と宮城県では放射性物質の拡散に係る国の対応に大きな格差があることから、対策を県単位で一律に区切ることなく、放射性物質拡散の実態に鑑み、宮城県内においても県民が将来にわたって地域で安心して生活していくための中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずるよう求めます。また、自治体が行う除染や住民健康調査、放射線量の測定などの経費については、既に対応したも含め、福島県と同様の財政措置を講ずるよう求めます。

### (2) 県内産品、観光業等に係る風評被害対策の強化

福島第一原発事故以降、本県の農林水産物や加工食品、工業製品、観光業等に関して、国内外における風評による広範な被害が生じております。関係者は、食品に含まれる放射性セシウムの基準の厳格化に対応し、水産物の一部について出荷自粛を行うなど食の安全・安心の確保に向けた対策に取り組んでおりますが、安全性が確認された後も風評被害は避けられないものと思われることから、国民に対する広報の強化や販売促進に係る支援策などの風評被害対策を強化するよう求めます。

加えて、県内産品や観光業において風評によって発生した損害について、原子力損害の賠償の対象として、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に早急に明示することを求めます。

## 3 災害廃棄物の処理の一層の推進

災害廃棄物の処理について、国においては道府県及び政令指定都市に対する協力要請や受け入れの自治体への財政支援などの対策を講ずることとし、受け入れに向けた検討を始める自治体は増加しつつありますが、処理に伴う放射性物質の拡散への住民の懸念などから、一部の自治体では受け入れが進まない状況にあります。受け入れ地域の住民をはじめとする国民の不安の払拭のため、適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明など、引き続き受け入れ推進に向けた積極的な取組を求めます。また、建設資材や原料等への再生利用が可能なものについて、国の事業における活用や産業界への活用の要請、新たな活用方法の提示など、再生利用に向けた積極的な取組を求めます。

平成24年8月28日

## 震災復興対策に関する要請書

震災後1年5か月余りを経過しましたが、この間の本県民及び地方公共団体、中小企業者に対する国の取り組みに対して改めて厚く感謝申し上げます。全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの暖かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、被災した中小企業の1日も早い復興の実現を実感できるよう、以下の事項について要望いたします。

### 1 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、平成23年度に本県では、65グループ約1,200事業者が約1,200億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ約2,400事業者が約1,400億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できない状況にあります。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題等があり、復旧事業そのものに着手できるまで相当の時間を要している企業も数多くあります。

つきましては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が、中小企業等の早期事業再開を支援し地域経済の復興に寄与するという本来の目的にかなうよう、予備費を活用する等十分な予算措置を講ずることを求めます。

また、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に事業を行うことを求めます。

# 震災復興対策に関する要請書

宮城県議会議長 中村 功

宮城県商工会議所連合会長 鎌田 宏

宮城県商工会連合会長 天野 忠正

## 2 事業復興型雇用創出事業の改善

震災により離職を余儀なくされた者等を雇用する民間事業主等に対し助成金を支給する事業復興型雇用創出事業は、被災求職者にとっても、採用企業にとっても大変有効な制度ですが、平成23年11月20日以前に雇用した労働者は対象外とされていることから、震災直後の厳しい状況の中、いち早く事業を再開し、被災住民等を雇用してきた企業には強い不公平感があり、同制度を遡って適用して欲しいという悲痛な声が寄せられています。

つきましては、この事業が本来の目的に沿うよう、震災後、平成23年11月20日までに事業所が雇用した労働者も対象とすることを求めます。

また、被災地の基盤整備の遅れにより、今年度中の再建が厳しい企業も多く見込まれることから事業期間を延長することを求めます。

さらに、労働者を解雇した事業所だけでなく、休業している事業所において、休業手当を支払えず震災による特例措置によって雇用保険の特例受給が可能となった事業所にもこの制度の適用を認めることを求めます。

## 3 二重債務問題対策に係る被災者への支援

### (1) 支援の促進

被災者の二重債務問題につきましては、産業復興機構、再生支援機構及び私的整理ガイドラインにより対策が講じられています。

しかしながら、これらに対する相談は寄せられているものの、実際に債権の買い取り等が決定した件数が非常に少ないのが現状です。

その原因としては、仮設店舗の活用や仮設住宅への入居等、企業・住宅等の再建が進んでいないことが挙げられるものの、制度の周知不足や金融機関の審査が厳格であることも考えられます。

従いまして、政府においては、被災者に対する二重債務問題対策についての周知を徹底するとともに、産業復興機構、再生支援機構の支援決定までの円滑化を図り、また、金融機関に対する債権放棄をさせるための対策を充実させる等の支援を速やかに実施するよう求めます。

### (2) 支援の継続

被災企業の二重債務問題に対応するため、平成23年12月に宮城産業復興機構が設立され、相談業務や債権の買い取り等が行われておりますが、産業復興機構の安定的な運

営を図るためにも、現在事務経費の一部に対して行われている補助を来年度以降も継続して実施するよう求めます。

また、宮城県産業復興相談センターにおいて、産業復興機構への買取要請等の支援が行われた案件について利子補給制度が設けられています。また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援を行う場合には利子補給の対象となっておりません。再生支援機構の支援対象には、小規模事業者や産業復興機構による支援が困難な事業者も含まれており、経済的負担を軽減する手厚い支援が必要であることから、同様に利子補給の対象とするよう求めます。

さらに、利用者の利便性を損なうことのないよう、再生支援機構と産業復興機構及び産業復興相談センターとの連携強化について十分配慮されるよう求めます。

平成24年10月30日

復興大臣

平野達男 殿

# 中小企業等グループ施設 等復旧整備事業に関する 要 請 書

宮 城 県 議 会 議 長 中 村 功

## 中小企業等グループ施設等復旧整備事業に関する要請書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、1年7か月余りが経過しました。国におかれましては、発災直後から、急を要する被災自治体の要望に対して、震災復興特別交付税や復興交付金の更なる上積み、国庫補助率の嵩上げや補助対象の拡大、特区制度やグループ補助金の創設などを具現化して頂きました。本県民及び地方公共団体に対する国の取り組みに対しまして改めて厚く感謝申し上げます。

今、宮城県では、国、全国の自治体、企業をはじめ、国民の皆様からの温かい御支援をいただきながら、復興に向けた確固たる決意を胸に、着実に取り組みを進めているところであります。

しかし、沿岸被災地域においては、今なお多くの被災者が応急仮設住宅などで生活を余儀なくされているとともに、いまだ自力で工場・店舗等を再建できない事業者がいるなど、被災者の生活再建には生業の復旧が急務ではありますが、依然として先行きの見通しが立たない状況が続いています。

さらには、復旧・復興需要の高まりに伴う資材不足や人件費等の高騰による入札不調などの理由から復旧・復興工事に遅れが発生する懸念が生じているところ

です。このため、県民が安心して生活し、将来への希望を胸に復興に向けて主体的に取り組むとともに、自治体が1日も早い復興計画の実現に向けて業務を円滑に進めることができるよう、以下の事項について要望いたします。

### 1 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続等

被災中小企業の事業再開を直接支援する制度として、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業が創設され、これまでに本県では、89グループ1,694事業者が約1,471億円の補助金の交付決定を受け、事業再開に向け全力で取り組んでいます。

しかしながら、平成24年度第5次募集では、147グループ2,355事業者が約1,441億円の補助金を要望しているものの、平成24年度の予算規模では到底対応できず、今般、801億円分を予備費として使用することが閣議決定されたところですが、平成24年度中の交付を要望する宮城県のすべての事業者に配分

きるよう、補正予算を編成する等十分な予算措置を講じingことを求めます。

また、甚大な被害を受けた沿岸部では、建築制限や地盤改良等の土地利用上の課題等により、事業申請が遅延している事業者も数多くあることから、今後も相当数の事業申請が見込まれます。

つきましては、事業再開の取り組みが遅れている沿岸地域の被災事業者の早期事業再開を支援するため、今後も継続的に必要な財政措置を行うことを求めます。

## 2 繰越手続等の弾力的運用

中小企業等グループ施設等復旧整備事業については、施設復旧場所の地盤沈下によるかさ上げ工事やその他の復旧工事の遅れなどから、平成 24 年度中の事業完了が困難な事業者が多く、相当数の事業者が明許繰越年度内の完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない事業について、平成 25 年度への事故繰越を認めていただくとともに、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認などについて、特別の措置を講じられるよう求めます。さらには、事務手続きについても大幅な簡素化を図るよう求めます。

また、事故繰越が困難な場合には、事業が来年度以降も継続的に実施できるような対策講じるよう求めます。

平成25年1月24日

震災復興対策に関する要望書

わが県の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から、早くも2度目の正月を迎えました。

この間、国による復興交付金制度の創設や中小企業等グループ施設等復旧整備事業など、被災地の復興に資する様々な施策の実施により、徐々にではありますが、復旧・復興が進展しています。

しかしながら、膨大な復旧・復興事業の実施により、官民ともに技術者を中心とする人員不足の発生や資材不足及び高騰による入札不調の多発などの問題のほか、復旧・復興が進展するにつれ、日々新たな課題が生じている状況です。加えて東京電力福島第一原子力発電所の事故による農林水産物や観光に対する風評被害をはじめとする様々な問題も発生しています。

こうした中、県及び被災市町においては、平成25年を復興2年目として、各種復興事業を本格実施することとされていますが、早期の復興を成し遂げるためには、更なる財政支援に加え、税制上の特例や各種の規制緩和、一層の人的支援など、長期にわたる国の特例的なご支援が必要となります。

つきましては、国においては、東日本大震災からの復旧・復興を引き続き最優先課題としていただき、現在の財政支援を可能な限り拡充することとし、できる限り早期に十分な予算措置を講じていただくとともに各種制度などについて、実態に合わせて必要な整備や改善、拡充を図られますよう、別添のとおり要望いたします。

# 震災復興対策に関する 要 望 書

宮 城 県 議 会 議 長 中 村 功 功

宮 城 県 市 議 会 議 長 会 長・仙 台 市 議 会 議 長

佐 藤 正 昭

宮 城 県 町 村 議 会 議 長 会 長・大 和 町 議 会 議 長

大 須 賀 啓

## 要 望 項 目

### 1 平成24年度第一次補正予算で対応される公共事業における被災県に対する特別な措置

#### 【各県庁】

先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算では、老朽化した社会基盤の整備に対する公共事業が幅広く計上されています。

これら、社会基盤の老朽化対策は被災地方公共団体にとっても、喫緊に必要な事業ですが、被災地方公共団体においては、現在、復旧・復興事業を鋭意実施しており、事業執行に必要な人的資源や地方負担分の財源が大きく不足していることから、これら公共事業については、極力、国直轄事業または地方からの受託事業として執行していただくとともに、事業費に対する地方負担が生じないようにすることを求めます。

また、国による執行が困難な場合には、地方負担の全額について財源措置を講ずるとともに、被災地方公共団体において基金化等により複数年で事業執行が可能となるような特別な措置を求めます。

### 2 平成25年度以降における財政支援の継続等

#### 【各県庁】

「東日本大震災からの復興の基本方針」及び宮城県や多くの市町の復興計画では、いずれも、復興期間を10年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が必須となっています。

安倍総理は、先の第5回復興推進会議や本県の村井知事との会談の席上でも、現在の復興予算フレーム「5年間で19兆円」の規模を拡大する方向での見直しを行う旨の発言があったと聞いておりますが、現在の復興予算フレームの増額を行っていただき、現行の財政支援を可能な限り拡充の上、平成25年度以降においても継続して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。また、被災地方公共団体の資金繰りを円

滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

加えて、被災地では、復旧・復興需要の大幅な増加に伴い、資材費や人件費の高騰により、被災自治体が発注する工事が入札不調に追い込まれるケースが多発していることから、国庫補助事業等に係る適正な積算基準の設定を図るとともに、増額した経費に対する地方負担の軽減措置を講じるよう求めます。

### 3 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

#### 【復興庁】

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を勘案し、平成25年度においても必要な予算を確保するよう求めます。

さらに、基幹事業については、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層進めることができよう対象事業の要件の緩和とともに、必要に応じ対象事業の追加を求めます。

加えて、効果促進事業については、制度趣旨に即して被災地方公共団体が自主的・主体的に活用できるよう、想定される基幹事業全体の35%の範囲内について、被災地方公共団体の判断により地域の復興のために必要な事業に充当できることを求めます。また、交付金事業計画の申請手続については、一層の事務負担の軽減措置を講じるよう求めます。

### 4 復興基金に対する財政支援措置の拡充等

#### 【総務省】

各種制度を補完し被災地の実情に応じた柔軟な事業展開を行うため、本県では「東日本大震災復興基金」を設置し、平成23年度、復興基金に対する特別交付税措置として本県へ660億円が交付されたところです。

これにより、既存制度の隙間を埋める形で被災者や被災事業者等をきめ細かく支援しているところですが、現在の基金規模では、被災地方公共団体が

行う住宅再建支援等の膨大な財政需要に十分に対応できないことから、これまで基金に対する追加の財政措置を求めてきたところ、先に閣議決定された平成24年度第一次補正予算に計上していただきました。

今後、復興まちづくりの進展に伴い様々な財政需要が生じることが想定されることから、被災地方公共団体の基金事業の需要に応じて、大幅な追加の財政措置を行うよう求めます。

## 5 住宅再建の支援拡充

### 【総務省、財務省、厚生労働省】

防災集団移転促進事業等の移転対象地区外の浸水区域において、現位置での再建や浸水区域外への移転再建する被災者への支援については、各市町村で独自支援を検討しているところですが、復興まちづくりの取組を加速させるため及び財政状況により地域格差が生じないよう、1月15日に閣議決定された平成24年度第1次補正予算を早急に成立させ、震災復興特別交付税による財源措置を確実かつ早期に講じるよう求めます。

また、津波被害や地滑り等による宅地被害で生活基盤の全てを喪失する等、甚大な被害を受けた被災者に対し、被災者生活再建支援金の拡充を含め、生活再建支援施策の一層の充実を図るよう求めます。

さらに、消費税率の引き上げにあたっては、被災地における住宅再建に対して配慮を講じるよう求めます。

## 6 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の創設

### 【復興庁、経済産業省】

国の平成25年度予算概算要求において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が事項要求されています。

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、十分

な予算措置の下、創設されるよう求めます。また、津波被害の甚大な地域では、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することから、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を一定の期間継続されるよう求めます。

また、補助対象業種に関して、被災地域の産業活性化や雇用創出に資するものについては、被災地域の意見を踏まえて柔軟に認めていただくよう求めます。

なお、事業の実施に当たっては、補助金の交付先については、津波被害の程度や雇用喪失の状況など明確な基準を踏まえて判断し、特定の地域に偏って配分することがないよう求めます。

## 7 産業再生支援の強化

### 【復興庁、経済産業省】

復興特区制度における利子補給金制度については、要件が厳しく（例：「中核性」として「対象業種の売上高又は従業者数の占有率が概ね1/6以上」が必要なケース）、既存事業者が活用しにくいのが現状です。

一方、中小企業のグルーピング化補助金など被災地のニーズにマッチした事業は、被災企業の要望が集中しており、今後とも十分な財源確保と自由度の高い運用が必要で

ます。農業をはじめ、広域にわたる沿岸部の産業の再生には、国によるこれまでの支援が不可欠です。

よって、復興推進計画に伴う復興特区や利子補給、グルーピング化補助金などの産業再生事業については、被災地の活力再生と被災者の暮らしを支える雇用創出に不可欠であることから、被災地のニーズを聞きながら、自由度の高い運用や十分な財源確保を図るよう求めます。



## 8 各種復旧・復興事業に係る繰越手続等の弾力的運用

### 【各府庁】

現在、平成23年度第三次補正予算等を財源とする復旧・復興事業を進めています。被災復旧事業等では資材や人件費の高騰による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、さらに、被災市町村において家屋解体等を進める災害等廃棄物処理事業では所有者の他県避難や行方不明等により解体の意思確認が思うように進まないなど、相当数の事業が明許繰越年度内の完了が困難な状況となっています。

つきましては、やむを得ず明許繰越年度内に完了しない各種事業について、事故繰越を定める財政法第42条及び地方自治法第220条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の要件緩和が認められない場合には、各種事業が来年度以降も継続的に実施できるよう、必要な財政措置を講じるよう求めます。

また、通常の公共事業においても、復旧・復興需要の高まりにより、明許繰越年度内の完了が難しくなることも予想されることから、同様の措置を講じるよう求めます。

なお、平成25年度への事故繰越については、財務省から各種簡素化が図られる旨、発表されたところですが、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業についても明許繰越承認手続と同様の作業内容とするなど、更なる省力化を求めます。

## 9 復旧・復興に要する人的支援等の拡大

### 【各府庁】

本県をはじめ、特に被災市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業量を求められており、現在の人員体制では、事業の推進が極めて厳しいことが見込まれることから、国や全国の自治体の協力を得ながら、任期付職員の採用などによる独自の職員採用や広域的な人的支援による職員の

確保を進めてきましたが、今後復興事業が本格化するにつれ、更なる人員確保が必要になってきます。

つきましては、事務・技術問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保や、復興関連事業の業務委託の推進による事務負担の軽減が、引き続き必要不可欠なことから、各府庁におかれましては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援、業務委託に係る制度の確立について、推進・強化されるよう求めます。

## 10 福島第一原発事故に伴う被害への対応等

### 【各府庁】

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「福島第一原発事故」という。）に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は精神的な不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。原発事故による損害は、県境に関係なく被害の実態に即して賠償されるべきであり、農林水産業や観光業の風評被害など本県の損害のほとんどが、国の中間指針に明示されていないことから、損害賠償請求を行う場合は因果関係の立証に過大な負担が生じるほか、東京電力においても指針に明示のない損害の賠償に消極的であり、本県県民が迅速かつ確実に賠償を受けるに当たって、著しく不利な状況となつております。

つきましては、風評被害も含め、放射性物質の汚染により本県県民が受けた全ての損害について、賠償すべき対象として早急に指針に明示することを求めます。

あわせて、東京電力に対して、被害の実態を直視し、被害者の立場に立つて十分かつ確実な賠償を迅速に行うよう指導することを求めます。また、放射性物質を含む焼却灰等の処理や、廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準等及びその安全性を国民に分かりやすく広報するとともに、処理に必要な施設の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

特に、指定廃棄物の処理については、中間処理施設や最終処分場等の施設

の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう、国の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

## 1 1 医師確保対策の推進

### 【復興庁、文部科学省、厚生労働省】

このたびの震災により沿岸部の医療機関は壊滅的な被害を受け、本県をはじめ東北地区が潜在的に抱えていた「医療過疎問題」が更に深刻化しており、医療機関の復旧とともに復興の「核」となる医療人材の確保に関する抜本的な対策を講じなければ、地域医療が崩壊し、地域再生の途が失われかねない状況です。

このため、医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。また、医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急などについては、医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

さらに、地域医療における医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、医学部の新設等に関する規制緩和などの具体的な対策を講じるとともに、医師養成数増に伴う施設整備及び指導教員増に対する財政支援の拡充を図るよう求めます。

## 1 2 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

### 【復興庁、総務省、農林水産省】

津波被害を受けた沿岸部の新たなまちづくりを行う際に、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内における、これまで防潮堤が設置されていない区間の新たな防潮堤の整備を行うため、平成24年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成25年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。

また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となります

が、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

さらに、防潮堤整備においては環境や景観への配慮が不可欠であり、地域住民からも強い要望があることから、防潮堤への覆土や緑化等の実施も含め、「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」の交付については、地域の実情に即した、より柔軟な制度とするよう求めます。

## 1 3 被災したJR各線の早期復旧への支援

### 【国土交通省】

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

## 1 4 （仮称）東日本大震災メモリアルパークの整備

### 【復興庁、国土交通省】

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の‘絆’を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。

さらに、各市町による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

平成25年7月25日

## 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施 及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

東京電力株式会社  
代表執行役副社長  
兼福島復興本社代表 石崎 芳行 殿

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発災から2年4ヶ月が経過し、本県は特に津波による甚大な被害を被った沿岸部を中心に、生活の再建及び産業の復旧・復興に向け県民一丸となり着実な歩みを進めている。

こうしたなか、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から2年4ヶ月が経過してなお、事故の全容は解明されておらず、さらに増加し続ける放射能汚染水処理の問題や放射性物質に係る管理体制の不備が明らかになるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見えず、県民に大きな不安を与え、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見もたしている。特に本県は福島第一原子力発電所が立地する福島県の隣県にあり、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大している。このことは、現に本県産業の復旧・復興の進捗に深刻な影響を与えているものであり、誠に由々しき事態である。また、放射能汚染による実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、事業者においては様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念がある。

以上のような現状の困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げるうえで不可欠であり、実害に対する賠償はもとより、風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施及び風評被害の拡大防止のため原発事故の完全収束について早期に実現されるよう、下記事項についての確実な実施を強く要望する。

## 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施 及び原発事故の早期完全収束を求める要望書

宮城県議会 議長 中村 功

記

## 1 風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

### (1) 賠償金の迅速かつ十分な支払いについて

実害を含む請求に対する賠償金の支払率について、現状において宮城県は他県と比べて低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にある。また、本年1月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、さらなる支払遅延の発生が懸念される。現に風評による深刻な被害を被っている生産者、事業者にとつて、賠償金の支払い遅延は経営の圧迫に繋がるものであり、誠に憂慮すべき事態である。

以上を踏まえ、東京電力は、賠償金の迅速かつ十分な支払いを実現するため、審査の簡素化、迅速化も含め、あらゆる手立てを講じ万全を期すこと。

### (2) 請求手続の簡素化について

損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証拠資料の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮している。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、賠償請求における東京電力との窓口となっており、当該事務処理に多大な労力、経費を要し大きな負担となっている。

以上を踏まえ、東京電力は、風評による損害を受けた被害者に配慮し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むこと。また、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑みた十分な賠償を行うこと。

### (3) 生産者個人による賠償請求への対応について

生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の作成や膨大な証拠資料の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、

交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられている。このような現状を踏まえ、東京電力は、遺漏のない賠償を実施するため、こうした潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証拠資料の提出を一方的に被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応に努めること。

### (4) 本県観光業の風評被害に係る賠償の対象期間及び割合について

本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間は、平成23年3月11日から平成24年2月29日までとされているが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して福島第一原子力発電所事故の風評による損害を被っている。このことから、東京電力は、本県観光業の風評被害に係る損害賠償に関し、期間の制限を撤廃し、平成24年3月以降の損害も賠償すること。

また、本県観光業の風評被害に関しては、丸森町を除き基本的に逸失利益の5割の賠償にとどまっているが、本県は福島第一原子力発電所の立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移に鑑みれば、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にある。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律5割の賠償によりすべての事業者が救済されるものではない。以上を踏まえ、東京電力は、現在の賠償の枠組みに固執せず、被害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うこと。

### (5) 風評被害防止のために要した経費の賠償について

県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組みしており、

これらに要する多額の経費が大きな負担となっている。こうした経費は、全てが福島第一原子力発電所事故に起因するものであることから、東京電力は、実態に鑑み当該経費の賠償を十分に行うこと。

## 2 原発事故の早期完全収束の実現について

原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念される。このような困難を一日も早く解消するため、東京電力は、風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け全力を傾注すること。

さらに、風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電所から海洋等への放射能汚染水の漏洩防止に万全を期すこと。特に、1日あたり400トンともいわれる原子炉建屋内への流入地下水対策として、いわゆる「地下水バイパス」計画に則した海洋への放流を行った結果、万一放射能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者において本県産物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の拡大及び長期化が強く懸念される。また、放射能汚染水の海への流出については、これまで原子力規制委員会などにおいても懸念が表明されていたものであるが、東京電力はこの事実を7月22日に初めて認めた。当該事象についての説明は、遅きに失したものであり、東京電力の対応には不信感を抱かざるを得ない。東京電力は、流出を限定的なものとし、沖合への影響については否定しているものの、全容が解明されたものではなく、海産物の放射能汚染について強く懸念される。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は断じて容認できない。東京電力は、原子炉建屋内への流入地下水対策及び放射能汚染水の漏洩防止においては、あらゆる手立てを講じ、これ以上放射能汚染水が海洋に流出することがないよう万全を期すこと。

平成25年8月29日

震災からの復旧・復興対策に係る要望書

本県沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の震災から、早くも2年5ヶ月余りが経過しました。

この間、国においては、東日本大震災復興交付金をはじめとする特別な財政支援の枠組みを整備していただいたほか、中小企業等グループ施設等復旧整備事業など震災からの復旧・復興に資する各種制度を創設していただき、本県においても被災者の生活再建及び産業の復興に向け、県民一丸となり着実に歩みを進めているところであります。

しかしながら、復旧・復興事業が本格化するなか、膨大な事業に携わる自治体職員が不足しているほか、資材や労働者の不足による入札不調などにより事業の進捗に支障をきたすなど、被災地においては、復旧・復興を進めるうえでの新たな課題が生じており、対応に苦慮しています。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に関しては、現在に至ってなお事故の全容が解明されておらず、放射能汚染水の海洋流出をはじめ、トラブルの発生が立て続けに明らかになるなど、事故の完全収束に向けた道筋は未だ見えず、県民に大きな不安を与えています。さらに、放射能汚染による農林水産物の出荷制限に伴う実害のほか、県内産業は原発事故に起因する風評による深刻な被害を被っており、このことが本県の復旧・復興の進捗を著しく阻害しています。

このような様々な困難の解消は、本県が真に震災からの復旧・復興を成し遂げるうえで不可欠であり、国による更なる財政支援に加え、各種の規制緩和、一層の人的支援など、長期にわたる特例的な支援を要するほか、特に原発事故に関し、被害者の十分な救済及び事故の早期完全収束に向けた確実な対応が求められます。

つきましては、国においては、引き続き東日本大震災からの復旧・復興を最優先課題としていただき、現在の特例的な財政支援の継続及び可能な限りの拡充はもとより、各種制度などについて、被災地の実態に即し改善、拡充を図るほか、原発事故への対応について、国が主導的役割を果たし、確実な対策が講じられるよう、別添のとおり要望いたします。

震災からの復旧・復興対策に係る  
要 望 書

宮城県議会議長 中 村 功

## 要 望 項 目

### 1 復旧・復興関連予算の確保

震災からの復旧・復興事業に関しては、これまで東日本大震災復興交付金をはじめ、被災した自治体への特別な財政援助の枠組みを整備していただき、また本年3月には津波被災地における住宅再建支援のため、震災復興特別交付税を増額いただいたうえ、被害の実態に即し本県に重点配分していただくなど、特別の配慮をいただき大変感謝しているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地地区画整理事業、災害公営住宅整備事業など、復興まちづくりや住まいの確保に関する事業は今後本格化するものであり、十分な予算の確保が求められます。今月8日に閣議了解された平成26年度予算の概算要求に当たった基本的な方針において、東日本大震災の復興予算については、これまでどおり上限を設けず、必要額を要求できるとこととされており、平成26年度においても被災地の復旧・復興の実態に即した十分な予算を確実に確保するよう求めます。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」をはじめ、本県の「宮城県震災復興計画」や被災市町が策定している震災復興計画においても、復興期間を10年間としているところであり、津波による甚大な被害を被った沿岸の自治体を中心に、震災からの復旧・復興の達成には長期にわたる国の特例的な財政支援を要します。国の集中復興期間における復旧・復興事業の予算枠については、本年1月に増額の見直しが行われたところですが、集中復興期間以降においても、被災地の復旧・復興の実態に即した特例的な支援を継続し、十分な予算措置を確実に講じるよう求めます。

### 2 東日本大震災復興交付金制度の継続及び拡充等

#### (1) 復興交付金制度の平成28年度以降の継続

復興交付金制度による各種事業は、地方負担を極力抑え被災自治体の復興を支援するものであり、被災地のまちづくりや産業の復興を成し遂げるうえで中心的な事業となっています。しかし、事業に係る計画期間が平成27年度までとされており、特に津波による甚大な被害を被った沿岸部の被災自治体においては、早期の事業着手が難しく、当該年限までの事業の実施が困難となる事例が生じることが強く懸念されています。

つきましては、すべての被災自治体が復興を成し遂げられるよう、復興の実態に即して、平成28年度以降も復興交付金制度の枠組みを継続するよう求めます。

#### (2) 復興交付金事業の拡充及び弾力的な運用

復興交付金制度については、本年3月の第5回の交付可能額の通知以降、運用の柔軟化の方針が示され、特に効果促進事業における予算の一括配分について、基本的にネガティブリスト化され、幅広い関連事業の実施が可能となるなど、被災自治体において、復興まちづくりにおける有用性がさらに高まっているところです。

しかしながら、特に沿岸部の被災自治体においては、地震の影響により地盤沈下した土地の嵩上げを可能とする事業に限られているため、事業に該当しない土地の嵩上げの目処が立たず、一体的なまちづくりを進めるうえで支障をきたしています。また、嵩上げを可能とする既存事業についても、各種要件を満たさないことにより事業を活用できず、土地の嵩上げの目処が立たない事例が生じています。

地盤沈下した土地の嵩上げについては、国土保全の観点からも、本県国の責任において実施されるべきものと考えられ、復興交付金制度により、被災した自治体において、地盤沈下したすべての土地の嵩上げが可能となるよう、基幹事業を追加するとともに、既存の基幹事業について、被災した自治体の実態に即した弾力的運用を可能とするよう求めます。

また、効果促進事業における予算の一括配分について、現状では防災集団移転促進事業をはじめ、まちづくりの根幹をなす5つの基幹事業に限り実施されていますが、当該制度は地盤沈下した土地の嵩上げをはじめ、自治体が独自の判断により復興まちづくりを進めるうえで非常に有用であることから、対象となる基幹事業を拡大するよう求めます。

### 3 被災者生活再建支援制度の拡充

沿岸部の被災者は、未曾有の被害をもたらした津波により、家屋の全半壊はもとより、家財の多くが流失し、生活基盤に著しい被害を受けています。現行の被災者生活再建支援制度においては、こうした津波災害による被災者についても、他の自然災害と同じ枠組みで支援金が支給されていますが、津波災害による被災者の生活再建については、その被害の甚大さを考慮し、他の自然災害と比べて、より手厚い支援を要すると考えられます。つきましては、津波災害の特殊性を考慮し、現行の被災者生活再建支援制度を見直し、「津波加算金」の枠組みを創設するよう求めます。

### 4 被災自治体における職員確保に対する支援

沿岸部を中心とする被災自治体においては、膨大な災害復旧事業のほか、復興交付金事業をはじめとする復興事業に係る財源が配分され、平時の予算規模をはるかに上回る事業の執行を要する状況となっています。このような状況に即し、本県及び沿岸部の被災市町においては、これまでに全国の自治体から多くの職員を派遣していただいたほか、被災市町等においても任期付き職員の採用を行うなど、職員の確保に努めてまいりました。

しかしながら、防災集団移転促進事業をはじめ、復興関連事業が本格化するにつれ、用地買収を担当する事務職員や土木、建築等の専門職員の不足が懸念され、更なる職員の確保が被災自治体にとって喫緊の課題となっています。

つきましては、事務・技術の別を問わず、現場で実務を担当する職員の更なる確保のため、国家公務員及び全国自治体からのより一層の人的支援について、推進・強化するよう求めます。

### 5 被災地の産業再生に対する支援

#### (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備事業の継続

中小企業等グループ施設等復旧整備事業においては、これまでに本県で184グループ、約3,500事業者が約2,227億円の交付決定を受け、事業再開に向けた取り組みがなされています。しかしながら、直近の第8次募集において、本県では17グループ、82事業者が約43億円を申請したものの、5グループ、29事業者に対し約19億円が交付決定されたにとどまり、事業再開を目指す被災事業者の需要に十分に対応できない状況となっています。

また、沿岸部においては、土地の嵩上げ工事等の遅れにより、未だ復旧に着手できない被災事業者が多数存在し、当該事業に対する潜在的需要は大きいものと推察されます。さらに、これまででの各次交付決定において、多数のグループが認定されたことにより、被災事業者が後発的にグループを組成することが困難となり、申請に至らない事例も散見されます。

このような状況を踏まえ、被災事業者が事業再開のために必要な支援を受けられるよう、平成26年度以降においても当該事業を継続的に実施するとともに、グループの組成等の要件について、被災地の実態に即し弾力的に運用するなど、制度の改善を求めます。

## (2) 仮設店舗、仮設工場の撤去に伴う市町の財政負担の軽減

中小企業基盤整備機構が整備した仮設店舗、仮設工場は、被災中小企業者の事業継続に大きく寄与しているところですが、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から被災市町に無償譲渡され、解体撤去については被災市町が行うこととなることから、被災市町において将来的に大きな財政負担が生じ、復興を阻害することが懸念されています。

つきましては、被災市町が当該仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、必要な対策を講じるよう求めます。

## (3) 水産業の復興に係る制度の改善

### イ 水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプによる支援の充実

水産業共同利用施設復興整備事業のうち水産加工流通業復興タイプについては、沿岸各市町において、水産業の復興に有用な事業として活用が図られているところです。

当該事業について、石巻市などの一部自治体においては、国（復興庁）との調整の結果、水産加工品の生産量を震災前のレベルに回復するために必要な事業費について、交付が認められているところですが、魚市場とその周辺における復旧・復興を促進するうえで、雇用の受け皿の確保が必須であり、このために水産加工業の経営体数の回復を目的とした、当該事業による更なる支援を要します。

また、石巻市などは、多種多様な魚介類の水揚げが特徴ですが、中には生出荷が中心で加工業生産量の積み上げに反映されていなかった原材料品目が多く、これらを二次加工、三次加工に誘導する場合には、別枠での交付を認めていただくなど、当該事業については、生産量の復旧に關し実需に即した柔軟な対応が求められています。

さらに、一部自治体においては、水産加工業の規模が大きく、事業者数も多いことから、現在までに交付が認められている額において、需要に対応することが難しい状況であり、こうした事業者への対応が求められています。

つきましては、国においては、このような状況を考慮し、当該事業の活用により真に水産業の復興が成し遂げられるよう、制度の運用において被災地の実態に即し柔軟に対応するよう求めます。

## ロ 家屋・償却資産に係る固定資産税の代替資産特例措置の適用範囲の拡大

宮城県施設保有漁業協同組合等は、被災した漁業者及び漁業協同組合に代わり、家屋・償却資産を取得し、共同利用の枠組みで被災漁業者に供し、津波による甚大な被害を被った水産業の復旧・復興に取り組んでいます。

しかしながら、宮城県施設保有漁業協同組合等は被災家屋・償却資産の所有者にあらず、上記のように家屋・償却資産を取得した場合、現行制度では固定資産税・都市計画税に係る代替資産特例措置の対象外となり、水産業の復旧・復興を進めるうえで支障となっています。

つきましては、上記のような実態を十分に勘案し、宮城県施設保有漁業協同組合等が被災した漁業者や漁業協同組合に代わり、その共同利用に供するために取得する家屋・償却資産について、現行制度を見直し、代替資産特例措置の対象とするよう求めます。

## 6 被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な支援

被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、従前各被災市町村等保険者において、被災者を対象に医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、その全額について国による補填措置が講じられる特別の財政支援が行われてきましたが、本県を対象とした当該措置は、平成24年9月末をもって終了しており、現状において被災市町村が一部負担金免除の措置を講じた場合には、当該市町村に財政的負担が生じることとなります。また、本県においては、厳しい財政状況から、医療費の一部負担金免除の措置を講じた被災市町村に対し、独自の財政支援を行うことが困難な状況にあります。

東日本大震災による生活困窮者は依然として多数存在しており、震災による被害の甚大さを考慮し、市町村等保険者が減免を要する被災者に対し医療費の一部負担金免除の措置を講じた場合、国による全額補填措置を講じるよう求めます。

## 7 被災したJR各線の早期復旧への支援

本県沿岸部のJR各線については、津波による甚大な被害を受け、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。鉄道の復旧は、沿岸部の被災市町における復興まちづくりと密接に関わるものであり、復旧の早期実現が望まれます。また、一部区間においては、仮復旧として、BRT（バス高速輸送システム）が運行されているところですが、被災市町からは鉄路による復旧の実現を望む声が寄せられています。

つきましては、津波による被害の甚大さを考慮し、東日本旅客鉄道株式会社における被災市町の復興まちづくりと一体となった鉄道の復旧に対し、早期実現のため財政的な支援を講じるよう求めます。また、被災した各線について、鉄路による復旧が実現されるよう、国として同社への働きかけを行うよう求めます。



## 8 海中へ流出した震災ガレキの処理に対する支援

津波により海中へ流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底びき網漁船等が回収し、沿岸市町に設置された災害廃棄物処理施設において処理を進めています。当該施設は平成25年度未までに撤去される予定であり、海中ガレキの全てを回収し、当該施設において処理を完了することは困難な状況です。

このため、平成26年度以降に回収された海中ガレキについては、既存のクリーンセンターや廃棄物処理業者において処理を行うこととなりますが、未回収の海中ガレキが膨大であることから、当該処理に必要な費用についても、全額国庫負担とすよう求めます。また、漁場復旧対策支援事業を平成26年度以降も継続するとともに、海中ガレキの位置や総量把握、深い場所にあるガレキの回収が技術的に困難であることを考慮し、国による技術的な支援が十分にされるよう求めます。

## 9 被災地における復旧・復興事業の施工確保

本県においては、沿岸部を中心に膨大な復旧・復興事業を抱えています。資材や労働者の不足等の様々な要因から施工確保が困難な事例が生じています。このような状況が常態化することにより、本県の震災からの復旧・復興の進捗に支障をきたすことが懸念されます。

つきましては、被災地における復旧・復興事業に関して、確実に実施するよう求めます。

- ・ 国が示した設計労務単価の3ヶ月毎の見直し
  - ・ スライド額算定事務の簡素化
  - ・ 作業効率に応じた歩掛等の補正を可能とする仕組みの創設
  - ・ 作業員宿舍の設置に関する積算手法に係る具体的な運用の早期提示
- また、復旧・復興関連事業が本格化するなか、著しい不足が予想される骨材、捨石、土砂等に関し、国において県を跨いだ広域的な調達の手組みづくりを調整するよう求めます。さらに、生コンクリートやアスファルト等の安定供給を確保するため、地域内での供給能力の不足に対応し、当該地域においてプラント等を県や市町村または民間事業者が設置する場合、当該費用を支援する補助制度等を創設するよう求めます。

## 10 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

本県においては、平成25年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業はもとより、繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進めるうえで非常に重要となっています。しかしながら、災害復旧事業等においては、資材や労働者の不足などに起因する入札不調などにより事業が遅れが生じているほか、被災企業が実施する中小企業等グループ施設等復旧整備事業においては、施設復旧の基盤となる地盤の嵩上げ工事が遅れ、事業の進捗に支障をきたすなど、相当数の事業について、繰越年度内の完了が困難な状況となっています。

すでに事故繰越手続の簡素化を図っていただいているところですが、このような被災地の実態

を考慮し、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業につきましては、財政法第42条及び地方自治法第220条に規定する年度内支出負担行為の要件を緩和するとともに、1回限りとされている事故繰越の複数回承認について、特別の措置を講じるよう求めます。

また、事故繰越の複数回承認が認められない場合には、復旧・復興事業の進捗に支障をきたすことのないよう、必要となる予算の確実な再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じるよう求めます。

## 11 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

### (1) 原発事故に起因する風評被害等に係る迅速かつ十分な賠償

本県は、東京電力福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接し、放射能汚染による農林水産物の出荷制限などの実害のほか、本県産品の買い控えや国内外の旅行者における本県への旅行の忌避など、原発事故に伴う風評による被害が拡大しています。

こうしたなか、県内の生産者、事業者においては、様々な要因から東京電力による迅速かつ十分な賠償を得られず、大変苦慮しているとの声が各方面から寄せられており、東京電力の損害賠償による県内被害者の救済に関しては強い懸念があります。

つきましては、実害はもとより風評による被害を現に被っているすべての被害者が救済されるよう、以下の各項目について、東京電力に対し強く指導するよう求めます。

#### イ 賠償金の迅速かつ十分な支払い

実害を含む請求に対する賠償金の支払いについて、現状では本県は他県と比して支払率が低く、客観的に十分な賠償を受けているとは言いがたい状況にあります。また、本年1月原子力損害賠償紛争審査会による中間指針の第三次追補において、本県の風評被害が新たに賠償の対象となったことにより、今後請求の件数及び金額が大幅に増加すると推察され、更なる支払遅延の発生が懸念されます。こうした事態は、現に風評による被害を被っている生産者、事業者の経営を著しく圧迫するものであり、憂慮すべき問題です。

つきましては、国において東京電力に対し、審査の簡素化、迅速化も含め、賠償金の迅速かつ十分な支払いを確実に行うよう、強く指導することを求めます。

#### ロ 請求手続の簡素化

損害賠償請求手続において、請求者側は請求書作成のほか、損害を裏付けるための膨大な証拠の提出を要し、これらの準備に非常に苦慮しています。また、生産組合等は、生産者の請求手続の補助のほか、膨大な請求の取りまとめを行い、当該事務処理に多大な労力、経費を要しています。

つきましては、国において東京電力に対し、請求手続の簡素化に向け真摯に取り組むとともに、生産組合等において請求事務処理のために要した経費について、その実態に鑑み十分な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

## ハ 生産者個人による賠償請求への対応

生産組合等を介さない生産者個人による賠償請求については、請求書の作成や膨大な証拠の準備が難しく、また東京電力を相手にした場合、交渉等においても不利になることが予想されるため、賠償請求を断念せざるをえない被害者が多数存在するとの情報が生産組合等から寄せられています。

つきましては、このような潜在的な被害者が個人でも賠償請求を行えるよう、国において東京電力に対し、原発事故の原因者であることを十分に自覚し、膨大な証拠の提出を一方の被害者に求める消極的な態度を改め、被害者の実情を汲んだ誠意ある対応に努めるよう、強く指導することを求めます。

## 二 本県観光業の風評被害への対応

本県観光業の風評被害に係る損害賠償の対象期間については、東京電力より平成23年3月11日から平成24年2月29日までとする旨提示されていますが、本県観光業においては、観光客入込数や宿泊客数の減少など、現在に至るまで継続して原発事故の風評による被害を被っています。また、賠償額については、丸森町を除き基本的に逸失利益の5割の賠償とする旨東京電力より提示されていますが、本県は福島第一原子力発電所が立地する福島県に隣接しており、原発事故後の観光客入込数や宿泊客数等の推移を考慮すると、逸失利益のうち大部分が実質的に原発事故由来といえる状況にあります。また、風評による被害の状況には事業者間で差異があり、逸失利益について一律5割の賠償により全ての事業者が救済されるものではありません。

つきましては、国において東京電力に対し、現在提示されている賠償の枠組みに固執せず、被害者の求めに応じ、各々の被害の実態に即した十分な賠償を行うよう、強く指導することを求めます。

## ホ 風評被害防止のために要した経費の賠償

県内自治体や生産組合等においては、風評被害の拡大を防止するため、農林水産物等の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画、広報活動等に取り組んでおり、これらに要する経費が大きな負担となっています。

こうした経費は、全てが原発事故に起因するものであることから、国において東京電力に対し、自治体や生産組合等の実態に鑑み、当該経費の賠償を十分に行うよう、強く指導することを求めます。

## (2) 原発事故の早期完全収束の実現

原発事故の完全収束に向けた道筋が未だ見えないことにより、全国の消費者は実体なき放射能汚染への不安から本県産品の購買を忌避し、国内外の旅行者においては本県への旅行を避ける傾向が未だ強く見られ、風評による被害の拡大が懸念されます。このような困難を一日も早く解消するため、国において東京電力に対し、原発事故の早期完全収束に向け指導を徹底するよう求めます。

さらに、風評被害のこれ以上の拡大を防止するため、福島第一原子力発電所から海洋への放射能汚染水の漏洩防止について、国が主導的役割を果たし確実な対策を講じるよう求めます。

特に、1日あたり300トンとも推計される大量の汚染地下水が海洋に流出している問題について、東京電力の対応は遅きに失したものであり、不信感を抱かざるを得ず、風評被害の拡大を助長する結果を招くものです。また、現状において汚染地下水の漏洩による海洋の放射能汚染については限定的なものだとされ、沖合への影響はないものと見られていますが、当該事象の全容が解明されたものではなく、海産物の放射能汚染が強く懸念されます。加えて、1日あたり400トンともいわれる原子炉建屋への流入地下水対策として、いわゆる「地下水バイパス」計画に則した海洋への放流を行い、万一放射能汚染水が海洋流出した場合、流出量の如何によらず消費者の本県海産物等への忌避意識がさらに高まることが容易に推察され、風評被害の長期化が懸念されます。

さらに、発生した汚染水を保管する地上タンクから高濃度の放射性物質を含んだ大量の汚染水が漏れ出した問題について、東京電力は漏洩した汚染水が外洋に流出した可能性を認めました。これに伴い、風評被害の拡大はもとより、現に海産物の放射能汚染が拡大することが強く懸念されます。水産業は本県の基幹産業であり、このような事態は断じて容認することができません。

汚染水の海洋への漏洩対策及び原子炉建屋への流入地下水対策においては、国が主導的役割を果たし、収束に向け明確な工程を早期に示すとともに、海洋における放射能汚染の実態について重点的に調査を実施し、事実について迅速に情報を発信するよう求めます。さらに、このようなトラブルの根源となる既存の汚染水への対策として、早期に放射性物質の除去に係る技術開発を行うよう求めます。また、原発事故の収束に向けたあらゆる工程について、東京電力への指導、監督を強め、国の責任において確実な措置を講じるよう求めます。